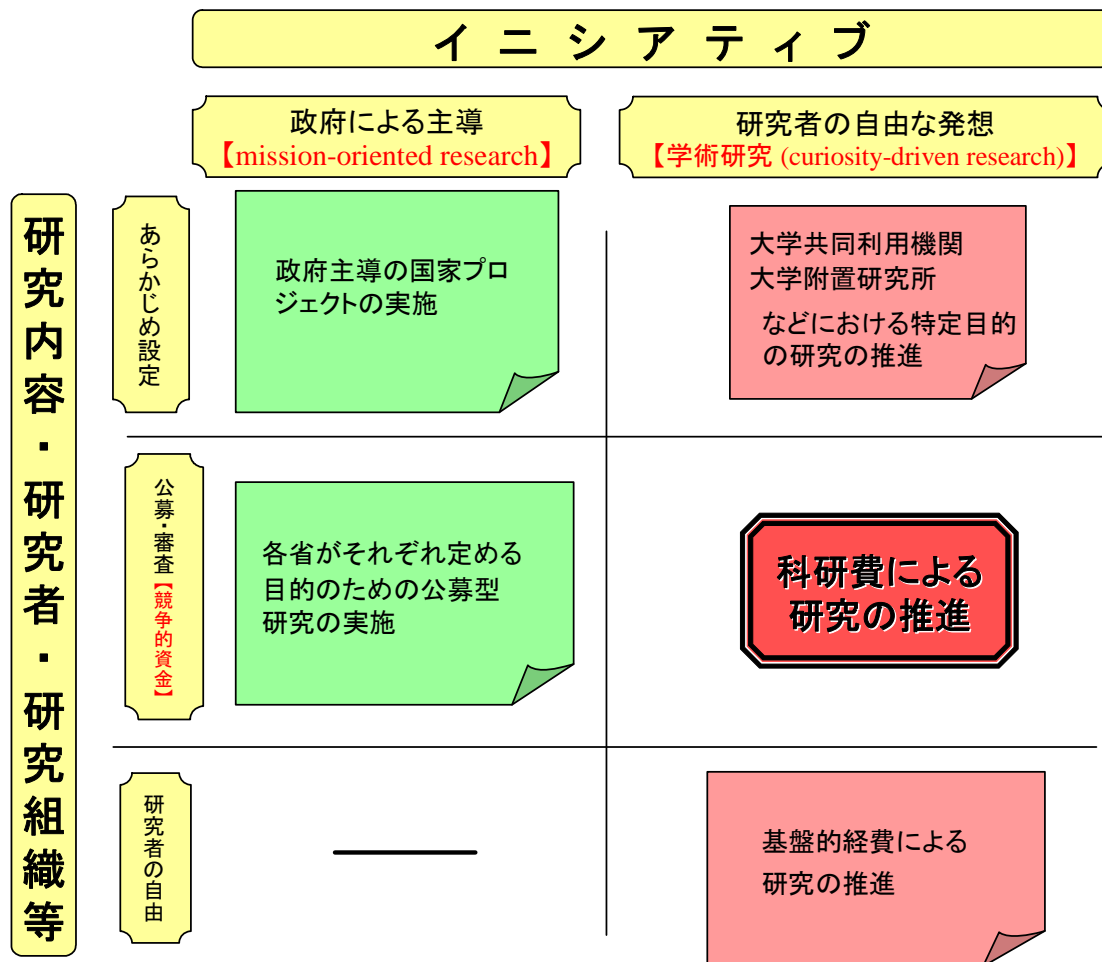


科学研究費補助金の概要

科学研究費補助金の位置付け

科学研究費補助金(科研費)は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビュー(専門分野の近い複数の研究者による審査)により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

<政府による研究推進の分類と「科研費」の位置付け>



※ 科研費(1,932億円)は、政府全体の科学技術関係経費(約3.6兆円)の約5%、政府全体の競争的資金(約4,813億円)の約40%を占めています。

未来の技術革新の芽を育む科研費

科研費による研究の多くは、短期的な目標達成よりも、むしろ長期的視野に立ったものであり、社会にブレークスルーをもたらす画期的な研究成果を多く生み出しています。研究の萌芽期には注目を浴びていなかった研究課題についても、科研費は広く研究をサポートしており、それらが今日、私たちの暮らしに大きく役立っているのです。

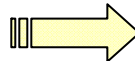
研究課題

「有機化合物の光電解の研究」
(昭和41年度～ 各個研究) 本多健一 (東京大学名誉教授)

電気分解に光をあてることによる新しい反応の創出

「励起状態の電極反応に関する研究」
(昭和48年度～ 奨励研究(A)) 藤嶋昭 (東京大学名誉教授)

半導体酸化チタンへの光照射効果の解明



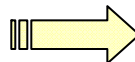
水の光分解電極反応の発見と環境浄化としての光触媒への展開

・セルフクリーニング機能をもつガラス・タイル
・病院の抗菌タイル などに実用化

「磁気薄膜による高密度情報記録の研究」
(昭和42年度～ 機関研究)

光磁気効果等を用いた磁気記録作用の解明

岩崎俊一 (東北工業大学長)



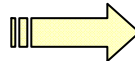
垂直磁気記録の実現

垂直磁気記録方式による小型大容量のHDDの実用化
・パソコンのハードディスク
・高性能携帯機器、携帯音楽プレイヤー など

「農林水畜産食品の微量香味成分に関する化学的研究」(昭和44年度～ 一般研究(A))

食品の成分間反応で生成される香気物質等を解明

藤巻正生 (東京大学・お茶の水女子大学名誉教授)



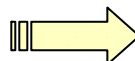
「機能性食品」という新しい分野の創出

生活習慣病や老人病などの病態に対応した機能を有する食品
(成分: β -カロチン、 γ -アミノ酪酸(GABA) など)

「熔融状態から超急冷した非平衡結晶相の超電導性質」(昭和56年度～ 奨励研究(A))

TiおよびZr系の高強度・高延性を示す結晶/非結晶混相合金の創出

井上明久 (東北大学総長)



強くしなやかな「金属ガラス」を開発

材料科学分野に新領域を興す
・ゴルフクラブのヘッド
・世界最小モーター などに応用

「神経系細胞培養におけるSSPEウイルスの増殖様式」(昭和56年度～ 一般研究(C))

SSPEの発病機構を神経細胞レベルで解析

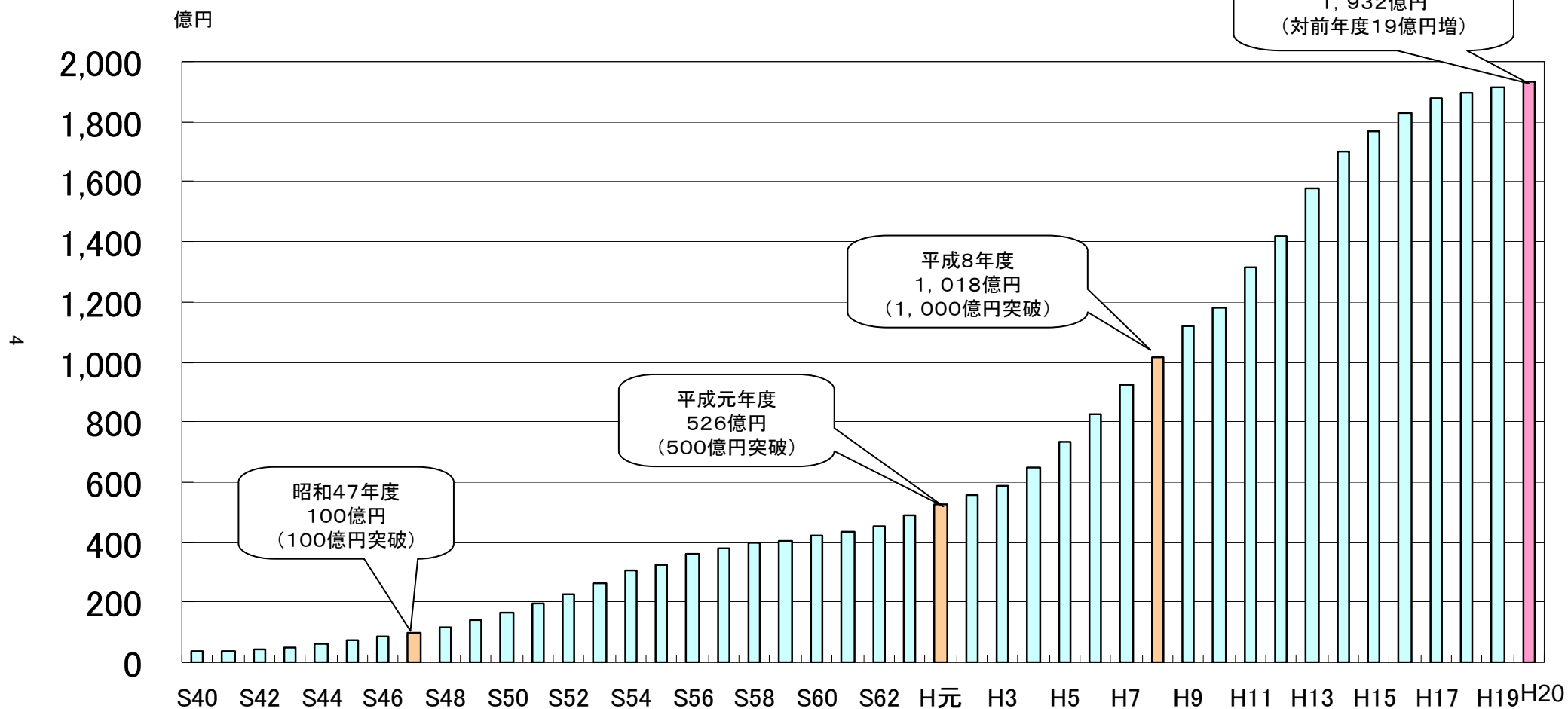
山内一也 (東京大学名誉教授)



プリオン病の発病機構の解析

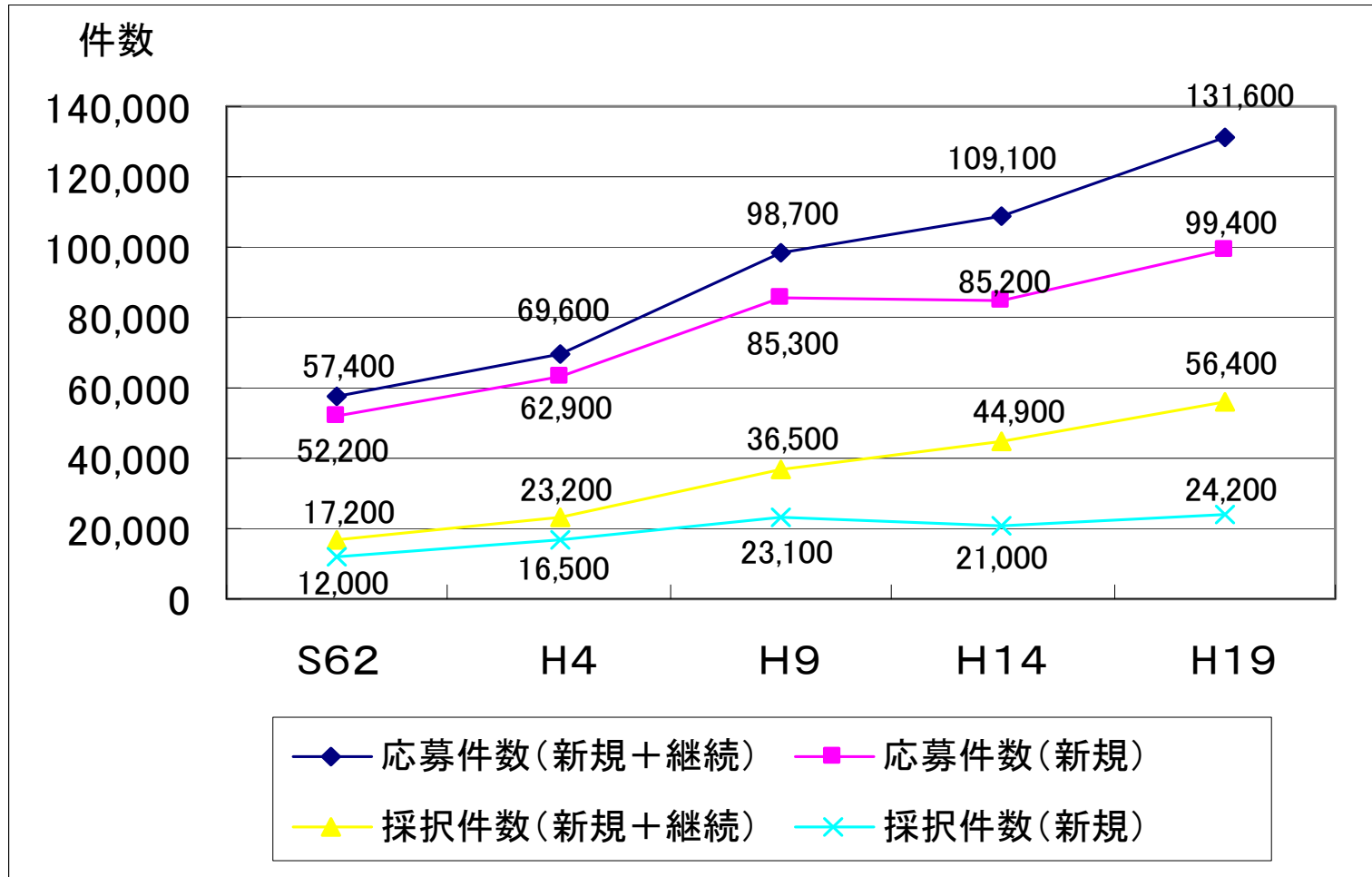
BSE(牛海綿状脳症)などのプリオン病の発病機構を解析

科学研究費補助金の予算額の推移

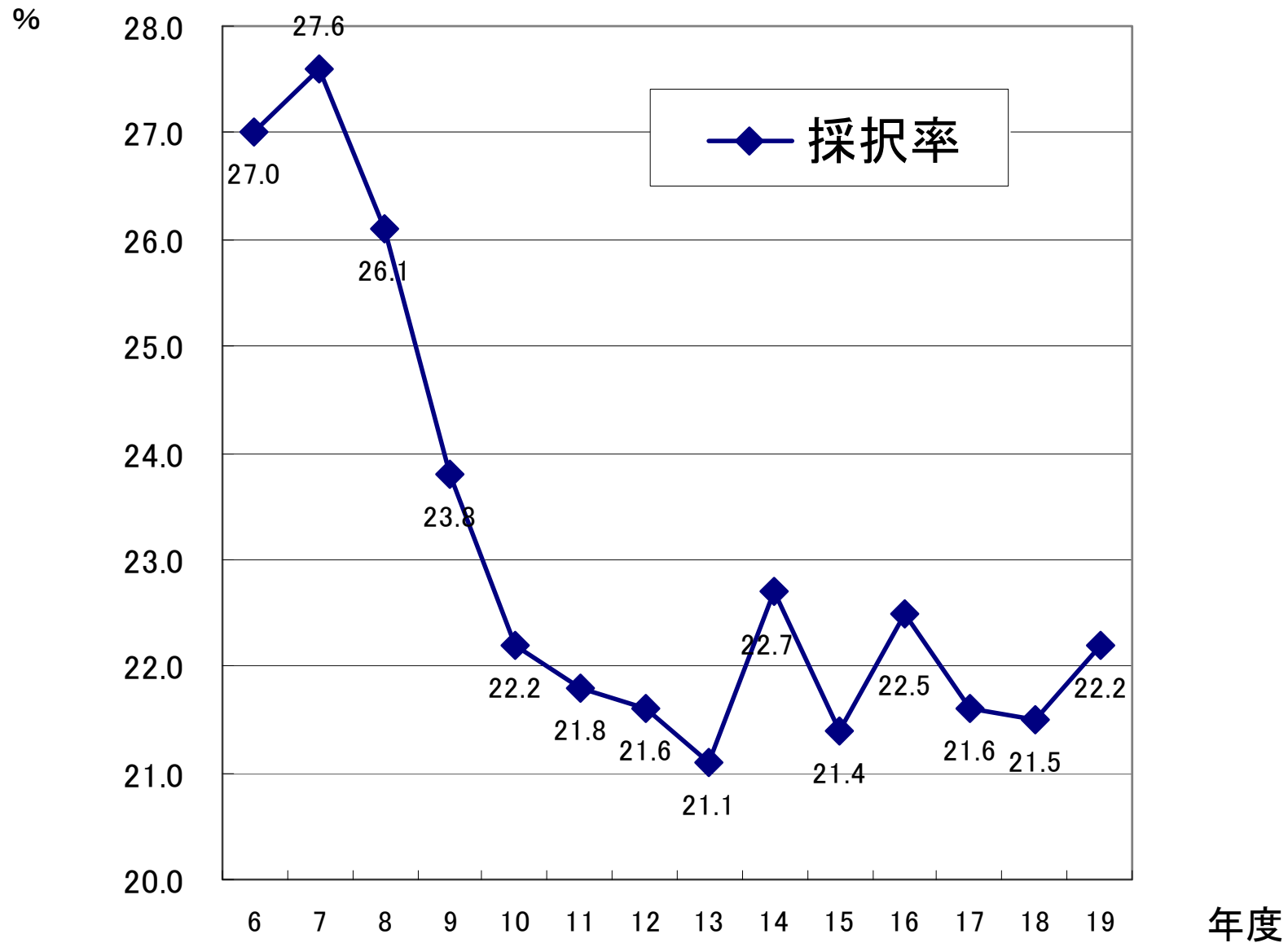


応募件数と採択件数の推移

平成19年9月



「科学研究費」の新規採択率の推移（H6～H19）



○ 研究種目

研究機関が研究者に代わってその管理及び諸手続を行うものは、次の研究種目です。

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究 (期間3～5年、1課題5億円程度を目安とするが、制限は設けない)
特定領域研究	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る (期間3～6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円～6億円程度)
新学術領域研究	(研究領域提案型) 研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させる (期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円～3億円程度) (研究課題提案型) 確実な研究成果が見込めるとは限らないものの、当該研究課題が進展することにより、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究 (期間3年、単年度当たり1千万円程度)
基盤研究	(S) 1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 (期間5年、1課題 5,000万円以上2億円程度まで) (A)(B)(C) 1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 (期間3～5年) (応募総額によりA・B・Cに区分) (A) 2,000万円以上 5,000万円以下 (B) 500万円以上 2,000万円以下 (C) 500万円以下
挑戦的萌芽研究	独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究 (期間1～3年、1課題 500万円以下)
若手研究	(S) 42歳以下の研究者が1人で行う研究 (期間5年、概ね3,000万円以上1億円程度まで) (A)(B) 39歳以下の研究者が1人で行う研究 (期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分) (A) 500万円以上3,000万円以下 (B) 500万円以下 (スタートアップ) 研究機関に採用されたばかりの研究者が1人で行う研究 (期間2年、年間150万円以下)
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成、研究助成に関する実験的試行
研究成果公開促進費	
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員(外国人特別研究員を含む。)が行う研究の助成 (期間3年以内)
学術創成研究費	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る (推薦制 期間5年)

※このほか、「研究成果公開促進費」の中に研究成果公開発表(B・C)や学術定期刊行物の応募区分がある。

○ 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

平成10年度までは、文部省(現文部科学省)においてすべての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11年度から日本学術振興会への移管を開始しています。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われており、今後も徐々に、移管が進められる予定です。

研究種目	応募・審査 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	交付 (交付内定・決定通知を行う主体、 交付申請書・各種手続書類等の提出先)
第1種科研費		
特定領域研究、新学術領域研究 特別研究促進費、 研究成果公開促進費(研究成果公開発表(B・C))	文部科学省	文部科学省
第2種科研費		
特別推進研究、若手研究(A・B)	日本学術振興会	文部科学省
第3種科研費		
基盤研究、挑戦的萌芽研究、 若手研究(S・スタートアップ)、 奨励研究、研究成果公開促進費(学術 定期刊行物、学術図書、データベース)、 特別研究員奨励費、学術創成研究費	日本学術振興会	日本学術振興会

※ 平成20年9月現在

○ 科研費に関するルール

(1) 科研費には次の3つのルールがあります。

- ① 応募ルール：応募・申請に関するルール
- ② 評価ルール：事前評価（審査）・中間評価・事後評価・研究進捗評価に関するルール
- ③ 使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール

(2) 科研費の3つのルールは、第1種科研費、第2種科研費、第3種科研費ごとに次のように適用されます。

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
第1種 科研費	文部科学省 公 募 要 領	文部科学省 科学研究費補助金にお ける評価に関する規程 科学研究費補助金「新 学術領域研究」の審査 要綱	文部科学省 【研究者向け】補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用につ いて各研究機関が行うべき事務等
第2種 科研費	日本学術振興会 公 募 要 領	日本学術振興会 科学研究費補助金（基 盤研究等）における審 査査及び評価に関する 規程	
第3種 科研費			日本学術振興会 【研究者向け】補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用につ いて各研究機関が行うべき事務等

文科省研究者使用ルール（補助条件）（平成20年度）

科学研究費補助金（「特別推進研究」、「特定領域研究」、「新学術領域研究」、「若手研究（A）」、「若手研究（B）」又は「特別研究促進費」）の交付を受けて補助事業を行う補助事業者（研究代表者及び研究分担者）が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第7条及び第11条の規定により従うべき補助条件は、次のとおりとする。

1 総則

【法令等の遵守】

1-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の遂行に当たり、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）及びこの補助条件の規定を含む、関係する法令等の規定を遵守しなければならない。

【補助事業者の責務】

1-2 研究代表者及び研究分担者は、補助金が国民から徴収された税金等でまかなわれるものであることに留意し、補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

【補助条件の写しの配付】

1-3 研究代表者は、全ての研究分担者にこの補助条件の写しを配付するとともに、研究分担者も補助事業者として、適正化法第11条の規定によりこの補助条件に従う義務を有することを、説明しなければならない。

【研究機関による補助金の管理等】

1-4 研究代表者及び研究分担者は、所属する取扱規程第2条に規定する研究機関（以下「研究機関」という。）に、文部科学省が別に定める「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」に従って補助金の管理を行わせるとともに、この補助条件に定める諸手続を当該研究機関を通じて行わなければならない。研究代表者及び研究分担者が所属する研究機関を変更した場合も、同様とする。

2 直接経費の使用

【直接経費の公正かつ効率的な使用】

2-1 研究代表者及び研究分担者は、直接経費（補助事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費）の公正かつ効率的な使用に努めなければならない。他の用途への使用及びこの補助条件に違反する使用をしてはならない。

【直接経費の各費目の対象となる経費】

2-2 直接経費の各費目の対象となる経費は、以下のとおりとする。

物品費 物品を購入するための経費

旅費 研究代表者、研究分担者、連携研究者及びその他研究への協力をする者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）

謝金等 研究への協力（資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、ア

ンケートの配付・回収、研究資料の収集等)をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費(雇用契約を行う場合は、研究機関が契約の当事者となること)

その他 上記のほか当該研究を遂行するための経費(例:印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費(切手、電話等)、運搬費、研究実施場所借り上げ費(研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る)、会議費(会場借料、食事(アルコール類を除く)費用等)、レンタル費用(コンピュータ、自動車、実験機器・器具等)、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用(学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用))

【分担金の配分】

2-3 研究代表者は、研究代表者と異なる研究機関に所属する研究分担者がいる場合には、補助金受領後、当該研究分担者が使用する直接経費及びその30%分の間接経費を、当該研究分担者に配分しなければならない。なお、直接経費については、原則として交付申請書に記載した額に応じて配分することとするが、必要に応じて配分額を変更することができる。また、間接経費については、研究代表者と研究分担者が所属する研究機関間の取り決めにより、これと異なる取扱いをしても差し支えない。

2-4 研究代表者及び研究分担者は、交付申請書に記載した各費目ごとの額にしたがって、直接経費を使用するものとする。ただし、研究代表者は、直接経費の使用内訳について各費目の額を、交付する直接経費の50%未満(直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合、300万円まで)の範囲内で、取扱規程第8条に規定する文部科学大臣の承認を得ることなく変更することができる。

【研究・契約等の開始】

2-5 新たに採択された研究課題については内定通知受領後直ちに、また、前年度から継続する研究課題(「特定領域研究」の研究領域の設定時において、予め研究期間開始年度の翌年度から実施することとされていた研究課題を含む。)については4月1日から、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行うことができるが、必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算しなければならない。

【直接経費の年度内使用】

2-6 直接経費は、研究課題の研究期間が複数年度にわたるものであっても、「2-7」に規定する場合を除き、補助事業を行う年度を越えて使用することはできない。

【翌年度における直接経費の使用】

2-7 研究代表者は、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった要因による、研究に際しての事前の調査、研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合に、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合には、平成21年3月2日までに、様式C-1「繰越(翌債)承認要求額の算定根拠」、様式C-2「繰越(翌債)を必要とする理由書」及び様式C-3「事業計画行程表」により申請を行い、必要な手続を経なければならない。

【使用の制限】

2-8 直接経費は、次の経費として使用してはならない。

- ① 建物等の施設に関する経費(直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。)
- ② 研究機関で通常備えが必要な備品を購入するための経費
- ③ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ その他、間接経費を使用することが適切な経費

【合算使用の制限】

2-9 直接経費は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。

- ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合
- ② 補助事業に係る用途と他の用途とを合わせて1個の消耗品等を購入する場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合
- ③ 直接経費に他の経費（委託事業費、私立大学等経常費補助金、他の科学研究費補助金及び間接経費など、当該経費の使途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合（なお、設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）の購入経費として使用する場合には、補助事業の遂行に支障が生じないように、研究者が所属研究機関を変更する場合などにおける当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと）

【納品等及び支出の期限】

2-10 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等は、補助事業を行う年度の3月31日までに終了しなければならない。これに係る支出は、実績報告書の提出期限までに行わなければならない。

3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)

【変更できない事項】

3-1 「研究課題名」及び「研究の目的」の各欄の記載事項は、変更することができない。

【直接経費の使用内訳の変更】

3-2 研究代表者は、直接経費の使用内訳について、各費目の額を、交付する直接経費の総額の50%未満（直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合は、300万円まで）を超えて変更しようとする場合には、様式C-4-1「直接経費使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得なければならない。

【補助事業の廃止】

3-3 研究代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式C-5-1「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を受けた後、30日以内に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、文部科学大臣に実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

【所属する研究機関の変更】

3-4 研究代表者は、所属する研究機関を変更した場合には、様式C-10-1「研究代表者所属研究機関変更届」により、文部科学大臣に届け出なければならない。

【研究代表者の応募資格の喪失】

3-5 研究代表者は、応募資格を有しなくなる場合には、「3-3」に規定する手続により、補助事業を廃止しなければならない。

3-6 応募資格を有しなくなる研究代表者が、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合には、新たに研究代表者となる者の意思を確認のうえ、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得なければならない。

3-7 研究代表者が欠けた場合に、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替（補助事業

の研究分担者に交替する場合に限る。)して補助事業の継続を希望する場合には、新たに研究代表者となる者は、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得なければならない。

【研究代表者の交替】

3-8 研究代表者が、応募資格の喪失以外の事由により、研究代表者を交替しようとする場合(補助事業の研究分担者に交替しようとする場合に限る。)には、新たに研究代表者となる者の意思を確認のうえ、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得なければならない。

他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、文部科学大臣に届け出なければならない。

【研究分担者の変更】

3-9 研究代表者は、研究分担者が応募資格を有しなくなる場合又は研究分担者を変更する場合には、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得なければならない。

3-10 研究代表者は、前項の変更において、研究分担者を新たに加える場合には、様式C-11「研究分担者承諾書(他機関用)」又は様式C-12「研究分担者承諾書(同一機関用)」を徴し、これを保管しなければならない。

【育児休業等による中断】

3-11 研究代表者は、産前産後の休暇又は育児休業(以下「育児休業等」という。)を取得する場合に、年度途中で補助事業を廃止し、翌年度の育児休業等の終了後に補助金の再交付を希望する場合には、育児休業等を取得する前に、様式C-13「研究中断承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止の時までの補助事業について、廃止の承認を受けた後、30日以内に、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」により、文部科学大臣に実績報告を行わなければならない(同報告書中の「研究実績の概要」は、国立情報学研究所のホームページにより公開される)。

【軽微な変更】

3-12 「役割分担等」、「直接経費(分担金の研究者別内訳)」、「本年度の研究実施計画」及び「主要な物品の内訳」の各欄の記載事項は、補助事業の遂行について必要がある場合には変更することができるが、補助事業の目的は変更してはならない。

【設備等の取扱】

3-13 研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに(直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる5万円未満の図書にあっては、研究上の支障がなくなる時に)、研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関に寄付しなければならない。ただし、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合には、研究代表者は、様式C-15「寄付延期承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得て、寄付を延期することができる。

【利子の取扱】

3-14 研究代表者及び研究分担者は、直接経費に関して生じた利子を、補助事業の遂行に使用し、又は所属する研究機関に譲渡しなければならない。

【収入の取扱】

3-15 研究代表者及び研究分担者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを文部科学大臣に返還しなければならない。

4 間接経費の譲渡等

【間接経費の譲渡】

4-1 研究代表者及び研究分担者は、間接経費が交付された場合には、速やかに間接経費を所属する研究機関に譲渡しなければならない。研究代表者及び研究分担者が、所属する研究機関を変更した場合も、同様とする。

【間接経費の返還】

4-2 研究代表者及び研究分担者が、所属する研究機関を変更しようとする場合において、新たに所属することとなる研究機関が間接経費を受け入れない場合には、研究代表者は、様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の間接経費を返還しなければならない。研究代表者及び研究分担者が、異なる研究機関の研究者に交替しようとする場合において、当該研究機関が間接経費を受け入れない場合も、同様とする（研究代表者が交替する場合に申請を行うのは、交替前の研究代表者）。

【間接経費の追加】

4-3 間接経費を受け入れない研究機関に所属する研究代表者及び研究分担者が、所属する研究機関を変更した場合又は異なる研究機関の研究者に交替した場合において、新たに間接経費の交付を受けようとする場合には、研究代表者は、様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得なければならない。

5 実績の報告

【実績報告書の提出期限】

5-1 研究代表者は、平成21年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、文部科学大臣に実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

【翌年度における補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】

5-2 「2-7」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度における補助金の使用を行う場合には、研究代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-17-1「実績報告書（収支決算報告書（2）」により、文部科学大臣に実績報告を行うとともに、補助事業の完了又は廃止の後において、前項の実績報告を行わなければならない（同報告書中の「研究実績の概要」は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

6 自己評価報告書の提出

「特別推進研究」、「特定領域研究」の計画研究、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「若手研究（A）」及び「若手研究（B）」のうち、研究期間が4年以上の研究課題で、平成20年度が研究期間の3年目にあたる研究課題（ただし、平成20年度に日本学術振興会が「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」に基づき行う「研究進捗評価」を受ける研究課題を除く）の研究代表者は、自己点検による中間評価を実施し、平成21年5月31日までに、様式C-7-2「自己評価報告書」を文部科学省に提出しなければならない（同報告書は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

7 研究成果報告書等の提出

【研究成果報告書等の提出】

7-1 「特別推進研究」、「特定領域研究」の計画研究、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「新学術領域研究（研究課題提案型）」、「若手研究（A）」、「若手研究（B）」及び「特別研究促進費」の研究代表者は、補助金により実施した研究の成果について、様式C-19「研究成果報告書」を文部科学省に、研究計画の最終年度の翌年度の6月20日から6月30日までの間に提出しなければならない。ただし、上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-21「研究経過報告書」を文部科学省に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、上記報告書を文部科学省に提出しなければならない（同報告書は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

7-2 研究代表者は、研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、様式C-19「研究成果報告書」を文部科学省に提出しなければならない（提出期限は、原則として辞退することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日までとする。また、同報告書は、国立情報学研究所のホームページにより公開される）。

【「特定領域研究」及び「新学術領域研究（研究領域提案型）」に係る研究成果報告書等の提出】

7-3 領域代表者は、研究領域の研究期間終了後、研究領域内の各研究課題（公募研究を含む。）の補助事業の成果を取りまとめた上で、研究領域の研究期間終了後又は「成果取りまとめ」の研究課題の研究終了後の翌年度の6月20日から6月30日までの間に、様式C-18「研究成果報告書（冊子体）」を国立国会図書館関西館及び文部科学省に、また様式C-22「研究成果報告書提出届」を文部科学省に、それぞれ提出しなければならない。ただし、上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を文部科学省に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、上記報告書等を国立国会図書館関西館及び文部科学省に提出しなければならない。

8 研究成果の発表

【研究成果発表における表示義務】

8-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の成果を発表する場合には、科学研究費補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。

【研究成果発表の報告】

8-2 研究代表者は、補助事業の成果について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行った場合、又は特許を取得した場合には、その都度、様式C-24「研究成果発表報告書」又は様式C-25「新聞掲載等報告書」により、文部科学省に報告しなければならない。

9 その他

【研究活動の公正性の確保】

9-1 補助事業において、研究活動における不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや研究結果等の捏造や改ざん、及び盗用）が行われること、もしくは関与することがあってはならない。

【生命倫理・安全対策等の遵守】

9-2 研究代表者及び研究分担者が行う研究計画に、社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報の取扱いに配慮する必要がある研究及び生命倫理・安全対策に対する取組が必

要とされている研究など関連する法令等を遵守しなければ行うことができない研究を含む場合には、研究代表者及び研究分担者は、当該研究を、関連する法令等に基づき実施しなければならない。

【関係書類の整理・保管】

9-3 研究代表者及び研究分担者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成20年度）

対象：特別推進研究、特定領域研究、新学術領域研究、若手研究（A）・（B）、特別研究促進費、研究成果公開発表（A）

平成20年度における科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究資金の管理・監査のガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。

1 申請資格の確認

1-1 交付申請書に記載された研究代表者及び研究分担者（「研究成果公開発表（A）」にあつては「代表者」及び「分担者」と読み替えるものとする。以下同じ。）が、交付申請の時点において、以下の公募要領等に定める応募資格を有する者であることを確認すること。

- ①特別推進研究、特定領域研究、特別研究促進費
文部科学省の「平成20年度科学研究費補助金（特別推進研究、特定領域研究、特別研究促進費）公募要領」
- ②新学術領域研究
文部科学省の「平成20年度科学研究費補助金（新学術領域研究）公募要領」
- ③若手研究（A）、若手研究（B）
独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）の「平成20年度科学研究費補助金（基盤研究、萌芽研究、若手研究）公募要領」
- ④特別研究促進費
文部科学省の「平成20年度科学研究費補助金（特別研究促進費（年複数回応募の試行））公募要領」
- ⑤研究成果公開発表（A）
文部科学省の「平成20年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）公募要領」

1-2 交付申請書に記載された研究代表者及び研究分担者が、科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受ける年度において、補助事業を遂行できる者であることを確認すること。

1-3 交付申請書に記載された研究代表者及び研究分担者が、補助金の交付を受ける年度において、文部科学省から補助金を交付しないこととされた者でないことを確認すること。

1-4 申請を行う研究代表者が、交付申請書に記載している研究分担者の「研究分担者承諾書」を保管していることを確認すること。

2 研究者との関係に関する定め

雇用契約、就業規則、勤務規則、個別契約等により、研究者が交付を受ける補助金（直接経費：補助事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費、間接経費：補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費）について、本規程に従って研究機関が次の事務を行うことを定めること。

2-1 研究者に代わり、補助金（直接経費）を管理すること。

2-2 研究者に代わり、補助金（直接経費・間接経費）に係る諸手続を行うこと。

2-3 研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）について、当該研究者からの寄付を受け入れること。なお、当該研究者が、他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還すること。

2-4 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うこと。なお、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合に

は、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還すること。(間接経費の譲渡を受け入れないこととしている研究機関を除く。)

3 研究機関が行う事務の内容

補助金に係る事務を、以下の各項に従い適切に行うこと。

(1) 直接経費の管理

【分担金の配分】

3-1 研究代表者は、研究代表者と異なる研究機関に所属する研究分担者がいる場合には、補助金受領後、当該研究分担者が使用する直接経費及びその30%分の間接経費を、当該研究分担者に配分しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。ただし、間接経費については、研究代表者と研究分担者が所属する研究機関間の取り決めにより、これと異なる取扱いをしても差し支えない。

【使用の開始】

3-2 研究代表者及び研究分担者が、交付された直接経費の使用を速やかに開始できるよう、必要な事務を迅速に行うこと。
(新規の研究課題については内定通知受領後直ちに、また、継続の研究課題(「特定領域研究」の研究領域の設定時において、予め研究期間開始年度の翌年度から実施することとされていた研究課題を含む。)については4月1日から、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えない。必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算すること。)

【保管】

3-3 直接経費は、適切な名義者により、補助金管理のための専用の銀行口座を設け、適正に保管すること。

【支出の期限】

3-4 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等を、補助事業を行う年度の3月31日までに終了し、これに係る支出を実績報告書の提出期限(平成21年5月31日)までに行うこと。

【費目別の収支管理】

3-5 直接経費の収支管理は、様式B-1「収支簿」を用いて、費目ごとに行うこと。

- ① 特別推進研究、特定領域研究、新学術領域研究、若手研究(A)・(B)及び特別研究促進費に係る直接経費における費目
- | | |
|-----|---|
| 物品費 | 物品を購入するための経費 |
| 旅費 | 研究代表者、研究分担者、連携研究者及びその他研究への協力をする者の海外・国内出張(資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等)のための経費(交通費、宿泊費、日当) |
| 謝金等 | 研究への協力(資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等)をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費(雇用契約を行う場合は、研究機関が契約の当事者となること) |
| その他 | 上記のほか当該研究を遂行するための経費(例:印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費(切手、電話等)、運搬費、研究実施場所借り上げ費(研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る)、会議費(会場借料、食事(アルコール類を除く)費用等)、レンタル費用(コンピュータ、自動車、実験機器・器具等)、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用(学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用)) |
- ② 研究成果公开发表(A)(講演収録集)に係る直接経費における費目
- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 謝金 | テープ起こしのための経費 |
| 出版費 | 講演収録集刊行に係る経費(組版代、製版代、刷版代、印刷代、用紙代、製本代) |

【物品費の支出】

3-6 補助事業に係る物品費の支出（購入物品の納品検査）については、以下により、適切に行うこと。

- ① 物品費の適正な執行を図るため、検収センターの設置など、納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備すること。
- ② 物品費を支出する際には、購入物品について、会計事務職員が納品検査を行うか、適切な研究職員等を検収担当職員に任命し、必ず納品検査を行わせること。
- ③ 補助金の不適正な執行に対する疑いが生じた際、適切な納品検査が行われていないことにより、その公正性が明らかでない場合は、研究機関が当該補助金に相当する額を文部科学大臣に返還すること。

【旅費及び謝金等の支出】

3-7 補助事業に係る旅費及び謝金の支出は、事実確認を行った上で適切に行うこと。

【使用の制限】

3-8 特別推進研究、特定領域研究、新学術領域研究、若手研究（A）・（B）及び特別研究促進費の直接経費は、次の費用として使用しないこと。

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）
- ② 研究機関で通常備えが必要な備品を購入するための経費
- ③ 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ その他、間接経費を使用することが適切な経費

3-9 研究成果公開発表（A）の直接経費は、「3-5②」に掲げる経費以外には使用しないこと。

【合算使用の制限】

3-10 次の場合を除き、他の経費と合算して使用しないこと。

- ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合
- ② 補助事業に係る用途と他の用途とを合わせて1個の消耗品等を購入する場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合
- ③ 直接経費に他の経費（委託事業費、私立大学等経常費補助金、他の科学研究費補助金及び間接経費など、当該経費の使途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合（なお、設備等の購入経費として使用する場合には、補助事業の遂行に支障が生じないよう、研究者が所属研究機関を変更する場合などにおける当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと）

（2）間接経費の使用

【譲渡の受入】

3-11 研究代表者及び研究分担者は、補助金受領後速やかに、間接経費を所属する研究機関に譲渡しなければならないこととされているので、これを受け入れること。

【使用の期限】

3-12 間接経費は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに使用すること。

【使途】

3-13 間接経費は、補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究代表者及び研究分担者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するものであり、別添「間接経費の主な使途の例示」を参考として、各研究機関の長の責任の下で公正・適正かつ計画的・効率的に使用すること。（特許出願費用など研究成果の権利化等に係る経費（弁理士費用、審査請求費用、維持費用等を含む）、研究代表者・研究分担者の人件費として使用することも、禁じられていない。）

【間接経費執行実績報告書の提出】

3-14 研究機関における毎年度の間接経費使用実績を、翌年度の6月30日までに、様式B-7「間接経費執行実績報告書」により、文部科学省に報告すること。

(3) 補助金に係る諸手続

【応募・交付申請に係る手続】

3-15 次の手続を行うこと。

- ①公募要領の内容の周知
- ②応募書類の取りまとめ及び文部科学省又は日本学術振興会への提出
- ③文部科学省からの交付内定通知の受理及び研究者への通知
- ④交付申請書類の取りまとめ及び文部科学省への提出
- ⑤文部科学省からの交付決定通知書の受理及び研究者への伝達
- ⑥文部科学省から送金される補助金の受領

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

3-16 次の手続を行うこと。

①翌年度における直接経費の使用

当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、研究代表者が、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合に、研究代表者が作成する様式C-1「繰越（翌債）承認要求額の算定根拠」、様式C-2「繰越（翌債）を必要とする理由書」及び様式C-3「事業計画行程表」を取りまとめ、様式B-2「繰越（翌債）承認要求一覧」を付して、平成21年3月2日までに申請を行うこと。

②直接経費の使用内訳の変更

研究代表者は、直接経費の使用内訳について、各費目の額を、交付された直接経費の総額の50%未満（直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合は、300万円まで）の範囲内で変更できるため、各費目ごとの使用状況及び直接経費全体の使用状況を常に把握すること。

研究代表者が、上記の限度を超えて各費目の額を変更しようとする場合に、当該研究代表者が作成する様式C-4-1「直接経費使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得ること。

③「研究成果公開發表（A）」に係る事業内容の変更

研究成果公開發表（A）（講演収録集）の代表者が、「収録集名称」、「発行部数」又は「発行予定日」の内容を変更しようとする場合に、当該代表者が作成する様式C-4-2「事業内容等変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得ること。

④補助事業の廃止

研究代表者が、補助事業を廃止しようとする場合に、当該研究代表者が作成する様式C-5-1「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を受けた後、30日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」（様式B-3「収支決算報告書」を添える）及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（様式B-4「研究実績報告書」を添える）を取りまとめ（研究成果公開發表（A）にあつては、補助事業を廃止しようとする代表者が作成する様式C-8「実績報告書（研究成果公開發表（A））」及び様式B-3「収支決算報告書」を取りまとめ）、文部科学大臣に実績報告を行うこと。

研究代表者が一人で行う補助事業において、当該研究代表者が欠けた場合には、その旨を様式C-5-2「研究代表者死亡等報告書」により文部科学大臣に報告するとともに、未使用の補助金を返還すること。

⑤所属する研究機関の変更

研究代表者又は分担金の配分を受けている研究分担者が、他の研究機関に所属することとなる場合であつて、直接経費に残額がある場合に、当該研究代表者又は当該研究分担者が新たに所属することとなる研究機関に対してこれを送金すること。

新たに所属することとなった研究者が、既に開始されている補助事業の研究代表者である場合に、当該研究代表者が作成する様式C-10-1「研究代表者所属研究機関変更届」により、文部科学大臣への届出を行うこと。

⑥研究代表者の応募資格の喪失

研究代表者が、応募資格を有しなくなる場合に、「3-16④」に規定する手続により、補助事業を廃止するための手続を行うこと。

応募資格を有しなくなる研究代表者が、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合に、当該研究代表者が新たに研究代表者となる者の意思を確認のうえ作成する様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得ること。

研究代表者が欠けた場合であって、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）して補助事業の継続を希望する場合に、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得ること。

研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者から研究代表者を交替して、新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、文部科学大臣への届出を行うこと。

⑦研究代表者の交替

研究代表者が、応募資格の喪失以外の事由により、研究代表者を交替しようとする場合（補助事業の研究分担者に交替しようとする場合に限る。）に、当該研究代表者が新たに研究代表者となる者の意思を確認のうえ作成する様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得ること。

研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者と研究代表者を交替して新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、文部科学大臣への届出を行うこと。

⑧研究分担者の応募資格の喪失

研究分担者が、研究分担者としての応募資格を有しなくなる場合には、研究代表者が作成する様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得ること。

⑨研究分担者の変更

研究代表者が、研究分担者を変更する場合に、当該研究代表者が作成する様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得ること。

上記の変更において、研究分担者が新たに加えられる場合には、当該研究代表者が、様式C-11「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式C-12「研究分担者承諾書（同一機関用）」を徴し、これを保管することとされているので、必要に応じ事務的な援助を行い、研究代表者が様式C-11「研究分担者承諾書（他機関用）」又は様式C-12「研究分担者承諾書（同一機関用）」を保管していることを確認すること。

⑩育児休業等による中断

特別推進研究、特定領域研究、新学術領域研究、若手研究（A）・（B）又は特別研究促進費の研究代表者が、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）を取得する場合であって、年度途中で補助事業を廃止し、翌年度の育児休業等の終了後に補助金の再交付を受けることを希望する場合に、育児休業等を取得する前に、当該研究代表者が作成する様式C-13「研究中断承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を受けた後、30日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」（様式B-3「収支決算報告書」を添える）及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（様式B-4「研究実績報告書」を添える）を取りまとめ、文部科学大臣に実績報告を行うこと。

【実績報告に係る手続】

3-17 次の手続を行うこと。

①実績報告書の提出

各補助事業について、平成21年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、各研究代表者が作成する、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」（様式B-3「収支決算報告書」を添える）及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」（様式B-4「研究実績報告書」を添える）を取りまとめ（研究成果公開發表（A）にあつては、代表者が作成する様

式C-8「実績報告書（研究成果公开发表（A）」）及び様式B-3「収支決算報告書」を取りまとめ、文部科学省に提出すること。

補助事業に係る実績報告書を提出する際（廃止の場合を除く。）には、補助金管理のために設けた専用口座の残高証明書又は当該口座の通帳の写しについても、併せて提出すること。

②翌年度における補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度において補助金の使用が行われる場合には、研究代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する、様式C-17-1「実績報告書（収支決算報告書（2）」）（研究成果公开发表（A））にあつては、様式C-17-2「研究実績報告書（研究成果公开发表（A）（2）」）を文部科学省に提出すること。

【自己評価報告に係る手続】

3-18 「特別推進研究」、「特定領域研究」の計画研究、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「若手研究（A）」及び「若手研究（B）」のうち、研究期間が4年以上の研究課題で、平成20年度が研究期間の3年目にあたる研究課題（ただし、平成20年度に日本学術振興会が「科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程」に基づき行う「研究進捗評価」を受ける研究課題を除く）の研究代表者は、自己点検による中間評価を実施し、平成21年5月31日までに、様式C-7-2「自己評価報告書」（様式B-5「自己評価報告書提出一覧」を添付する）を文部科学省に提出しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。

【研究成果報告に係る手続】

3-19 次の手続を行うこと。

①研究成果報告書等の提出

「特別推進研究」、「特定領域研究」の計画研究、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「新学術領域研究（研究課題提案型）」、「若手研究（A）」、「若手研究（B）」及び「特別研究促進費」の研究代表者は、補助金により実施した研究の成果について、様式C-19「研究成果報告書」（様式B-6「研究成果報告書提出一覧」を添付する）を文部科学省に、研究計画の最終年度の翌年度の6月20日から6月30日までの間に提出しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。

上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、研究代表者は様式C-21「研究経過報告書」を文部科学省に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、上記報告書を文部科学省に提出することとされているので、これに関する事務を行うこと。

研究代表者は、研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、様式C-19「研究成果報告書」（様式B-6「研究成果報告書提出一覧」を添付する）を文部科学省に提出しなければならない（提出期限は、原則として辞退することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日まで）こととされているので、これに関する事務を行うこと。

②「特定領域研究」及び「新学術領域研究（研究領域提案型）」に係る研究成果報告書等の提出

領域代表者は、研究領域の研究期間終了後、研究領域内の各研究課題（公募研究を含む。）の補助事業の成果を取りまとめた上で、研究領域の研究期間終了後又は「成果取りまとめ」の研究課題の研究終了後の翌年度の6月20日から6月30日までの間に、様式C-18「研究成果報告書（冊子体）」を国立国会図書館関西館及び文部科学省に、また様式C-22「研究成果報告書提出届」を文部科学省に、それぞれ提出しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。

上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、領域代表者は様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を文部科学省に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、上記報告書等を国立国会図書館関西館及び文部科学省に提出しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。

③研究成果発表の報告

研究代表者は、補助事業の成果について、新聞、書籍、雑誌等において発表を行った場合、又は特許を取得した場合には、その都度、様式C-24「研究成果発表

報告書」又は様式C-25「新聞掲載等報告書」により、文部科学省に報告しなければならないこととされているので、これに関する事務を行うこと。

(4) 設備等に係る事務等

【寄付の受入】

3-20 研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに（直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合であって、当該研究代表者又は研究分担者が寄付の延期について文部科学大臣の承認を得た場合にあつては、当該寄付が延期された時期に、また、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる5万円未満の図書の場合にあつては、研究上の支障がなくなる時に）当該研究代表者又は研究分担者が補助事業を遂行する研究機関に寄付しなければならないこととされているので、これを受け入れて適切に管理すること。

【寄付延期に係る手続】

3-21 研究代表者又は研究分担者が直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに所属する研究機関に寄付することにより、研究上の支障が生じる場合であつて、当該研究代表者又は研究分担者が寄付の延期を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式C-15「寄付延期承認申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るための手続を行うこと。

【所属機関変更時の設備等の返還】

3-22 設備等の寄付を行った研究代表者又は研究分担者が、他の研究機関に所属することとなる場合であつて、当該研究代表者又は研究分担者が、新たに所属することとなる研究機関において当該設備等を使用することを希望する場合には、当該設備等を研究代表者又は研究分担者に返還すること。

【利子の譲渡の受入】

3-23 研究代表者及び研究分担者は、直接経費に関して生じた利子を、補助事業の遂行に使用し、又は所属する研究機関に譲渡しなければならないこととされているので、これが譲渡される場合に、これを受け入れること。

【収入の返還】

3-24 実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があつた場合に、これを文部科学大臣に返還すること。

(5) 間接経費に係る事務（間接経費の譲渡を受け入れないこととしている研究機関を除く。）

【所属機関変更時等の間接経費の返還及び送金】

3-25 間接経費の譲渡を行った研究代表者及び研究分担者が他の研究機関に所属することとなる場合、又は他の研究機関の研究者に交替することとなる場合であつて、直接経費の残額がある場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究代表者及び研究分担者に返還すること。

返還する間接経費の返還については、当該研究代表者及び研究分担者が新たに所属することとなる研究機関（交替する場合にあつては、新たに研究代表者及び研究分担者となる者が所属する研究機関）に対して、その額を通知するとともに、送金すること。

【間接経費を受け入れていた研究機関から受け入れない研究機関への異動】

3-26 間接経費を受け入れていた研究機関に所属していた研究代表者及び研究分担者が、これを受け入れない研究機関に所属することとなる場合に、研究代表者が作成する様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還すること。間接経費を受け入れていた研究機関に所属する研究代表者及び研究分担者が、これを受け入れない研究機関の研究者に交替する場合も、同様とする。（事務を行うのは、研究代表者の異動の場合は、間接経費を受け入れていた研究機関。研究分担者の異動の場合は、研究代表者の所属研究機関。）

【間接経費を受け入れない研究機関から受け入れる研究機関への異動】

3-27 間接経費を受け入れない研究機関に所属していた研究代表者及び研究分担者が、これ

を受け入れる研究機関に所属することとなる場合であって、新たに間接経費の交付を受けようとする場合に、研究代表者が作成する様式C-16「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、文部科学大臣の承認を得ること。間接経費を受け入れない研究機関に所属する研究代表者及び研究分担者が、これを受け入れる研究機関の研究者に交替した場合も、同様とする。（事務を行うのは、研究代表者の異動の場合は、新たに間接経費を受け入れようとする研究機関。研究分担者の異動の場合は、研究代表者の所属研究機関。）

4 適正な使用の確保

【経費管理・監査体制の整備】

4-1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）を踏まえ、経費管理・監査体制を整備すること。

【経費管理・監査の実施体制等の報告】

4-2 各年度の応募の際に、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の実施状況報告書を文部科学省に提出すること。

【経費管理担当者の報告】

4-3 研究機関としての経費管理責任者及び交付内定を受けた補助事業ごとの経費管理担当者を選任し、交付申請書の提出時に文部科学省に報告すること。

【誓約文書の徴収及び保管】

4-4 交付内定を受けた補助事業について、交付申請を行う際には、各研究代表者が作成する誓約文書（補助条件等を遵守し、不正行為を行わない旨の確認書）を必ず徴収し、確認するとともに、当該文書を機関において保管しておくこと。

【研修会・説明会の開催】

4-5 補助金の不正な使用を防止するため、研究者及び事務職員を対象として、研修会・説明会を積極的・定期的を実施すること。

【無作為抽出による内部監査の実施】

4-6 毎年無作為に抽出した補助事業（全体の概ね10%以上が望ましい）について、監査を実施し、各年度の応募の際に、その実施状況及び結果について文部科学省に報告すること。

なお、上記により実施する監査の一部（監査を実施する補助事業の概ね10%以上が望ましい）については、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする。

【不正な使用に係る調査の実施】

4-7 補助金の不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合を含む）には、速やかに調査を実施し、その結果を文部科学省に報告すること。

【文部科学省が行う実地検査への協力】

4-8 文部科学省が行う補助金の経費管理・監査の実施状況に関する実地検査に対して積極的に協力すること。

【不適正な管理・監査に対する間接経費の返還等】

4-9 補助金の不正使用に対し、文部科学省が、機関の経費管理・監査の実施体制・実施状況等が不適正と判断した場合は、その指示に従って、間接経費の返還等を行うこと。

5 研究活動における不正行為への対応

【規程等の整備】

5-1 補助金による研究活動における不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや研究結果等の捏造や改ざん、及び盗用）を防止するとともに、その疑いが生じた場合に適切に対応できるようにするため、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員

会報告)を参考に、関連する規程等を定めるとともに、所属する研究者に周知すること。

【研究活動の不正行為に係る調査の実施】

5-2 補助金による研究活動に関わる不正行為が明らかになった場合（不正行為が行われた疑いのある場合を含む）には、速やかに調査を実施し、その結果を文部科学省に報告すること。

6 生命倫理・安全対策等の遵守に係る事務

研究代表者又は研究分担者が、社会的コンセンサスが必要とされている研究、個人情報取り扱いに配慮する必要がある研究及び生命倫理・安全対策に対する取組が必要とされている研究等を実施する場合に行うこととされている、関連する法令等に基づく文部科学大臣への届出等に関する事務を行うこと。

7 関係書類の整理・保管

次の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておくこと。

- ①文部科学省及び日本学術振興会に提出した書類の写
- ②文部科学省から送付された書類
- ③直接経費・間接経費の使用に関する書類
 - 1) 直接経費
 - ア 収支簿
 - イ 預貯金通帳等
 - ウ 直接経費が適切に使用されたことを証明する書類
(領収書、見積書、納品書、請求書、契約書、請書、検査調書、出張命令書、出張依頼書、出張報告書、出勤簿、会議録、送金記録など)
 - 2) 間接経費
 - ア 間接経費が適切に使用されたことを証明する書類
(領収書、見積書、納品書、請求書、契約書、請書、検査調書、出張命令書、出張依頼書、出張報告書、出勤簿、会議録、送金記録など)
 - イ 各研究代表者及び研究分担者からの間接経費の譲渡を記録した書類
 - ウ 各研究代表者及び研究分担者への間接経費の返還を記録した書類

間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

○管理部門に係る経費

- －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- －管理事務の必要経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
など

○研究部門に係る経費

- －共通的に使用される物品等に係る経費
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- －特許関連経費
- －研究棟の整備、維持及び運営経費
- －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- －設備の整備、維持及び運営経費
- －ネットワークの整備、維持及び運営経費
- －大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費
- －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- －図書館の整備、維持及び運営経費
- －ほ場の整備、維持及び運営経費
など

○その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費
- －広報事業に係る経費
など

※上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

〔 出典：競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針
（平成17年3月23日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ） 〕

科学研究費補助金の拡充と改革

革新的な学術研究を支援する科学研究費補助金の拡充

〔平成21年度要求額 : 217,176百万円
(平成20年度予算額 : 193,200百万円)〕

○科学技術基本計画（閣議決定）

- “競争的資金の拡充”
- “間接経費30%の早期実現”
- “若手研究者支援”

○経済財政改革の基本方針2008(閣議決定)

- “革新的技術を持続的に生み出す環境の整備”
- “革新的技術のシーズを生み育てる研究資金供給”
- “挑戦的かつ高い目標設定の基礎研究への投資”

○教育振興基本計画(閣議決定)

- “科学研究費補助金等の競争的資金の拡充”
- “科学研究費補助金の間接経費30%の早期実現”

○長期戦略指針イノベーション25（閣議決定）

- “若手研究者の自立支援”
- “ハイリスク研究の推進”
- “競争的資金の拡充”
- “間接経費30%の早期実現”

○平成21年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針(総合科学技術会議)

- “多様な基礎研究を推進する競争的資金の拡充”
- “一定比率の「大挑戦研究枠」を新規に設定”

○研究費の有効活用

- ・補助金の不正使用の防止
- ・研究活動の不正行為の防止
- ・研究費配分における無駄の排除

○科研費の弾力的使用

科 研 費 の 拡 充 と 改 革

◎革新的な学術研究の推進（+94億円）

- ・挑戦的研究の支援を強化する「萌芽研究」の見直し・拡充（+41億円）
- ・新たな領域を開拓する「新学術領域研究」の拡充（+53億円）

◎若手研究者の自立及び研究の多様性確保

（+61億円）

- ・若手研究(S)の学年進行（+7億円）
- ・若手研究(B・スタートアップ)の採択率の向上（+8億円）
- ・多様な学術研究を支える基盤研究(C)の充実（+46億円）

◎間接経費30%措置の実現（+97億円）

- ・未措置の研究種目への間接経費30%の措置
(うち13億円は再掲:「萌芽研究」分)

◎審査・評価体制の充実（+1億円）

◎審査・交付業務の日本学術振興会への更なる移管

◎不正使用防止策の推進

- ・経理管理・監査実施状況報告書の応募要件化
- ・機関管理の体制強化
- ・ルールの周知徹底 等

◎電子システム化の推進

◎年度間繰越の活用促進

科学研究費補助金において当面講ずべき
施策の方向性について
(研究費部会「審議のまとめ(その2)」)

平成20年7月16日

科学技術・学術審議会
学術分科会研究費部会

目 次

はじめに

1 科研費等の学術研究助成の充実の方向性	1
2 研究分野の特性に応じた助成の在り方	3
3 研究費の「不合理な重複・過度の集中」を避けるための方策 . . .	7
(1) 科研費における重複制限制度について	7
(2) 科研費と他の競争的資金等との重複等に関する基本的考え方 . . .	8
4 科研費において当面講ずべき制度改善方策	9
(1) 審査システムの国際性等の観点からの高度化	9
① 国内の外国人研究者等への配慮	9
② 外国人研究者の審査・評価への参画	10
(2) 審査結果のフィードバックの在り方、審査結果の検証の在り方 . .	11
① 審査結果のフィードバックの在り方	11
② 審査結果の検証の在り方	12
(3) 学術研究を行う機関の指定について	12
(4) 「若手研究 (A・B)」における年齢制限の緩和について	13
(5) 研究計画が予定より早期に完了した場合の応募の取扱い	14
(6) 「特別研究促進費 (年複数回応募の試行)」の見直しについて . . .	15
(7) 研究費の効率的な使用の促進	17
<別添 1>	
科研費等の学術研究助成の充実の方向性に関する主な意見	18
<別添 2>	
研究分野の特性に応じた助成の在り方に関する主な意見	19

<資 料>

- ・ 科学研究費補助金（特定領域研究）における生命科学系 3 分野への支援状況 21
- ・ 特定領域研究全体に占める生命科学系 3 分野の割合について（がん領域、ゲノム領域、脳領域） 28
- ・ 科学研究費補助金（基盤研究等）における生命科学系 3 分野（がん、ゲノム、脳）への支援状況 29
- ・ 「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」の過去 3 年間の応募・採択状況 30
- ・ 第 4 期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会委員名簿 31
- ・ 第 4 期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会ライフサイエンス作業部会委員名簿 32
- ・ 「科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について」（研究費部会「審議のまとめ（その 2）」）に係る審議経過 33

科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について (研究費部会「審議のまとめ(その2)」)

はじめに

第4期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会(以下「本部会」という。)においては、第3期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会に引き続き、科学研究費補助金(以下「科研費」という。)をはじめとする学術研究助成の在り方について審議・検討を行ってきた。

本部会においては、平成19年8月10日に「科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について(研究費部会「審議のまとめ(その1)」)」(以下「審議のまとめ(その1)」という。)をとりまとめた後も、引き続き、我が国における学術研究助成の在り方について検討を行ってきた。審議にあたっては、国公私立大学の関係者や有識者から学術研究助成の現状と課題等について御意見を伺い、審議に資することとした。また、特に生命科学系への支援の在り方については、本部会の下に「ライフサイエンス作業部会」を設け、別途検討を行った(その結果概要は本報告の2に記載)。

本報告は、「審議のまとめ(その1)」以降の審議を踏まえ、科研費等の学術研究助成の充実の方向性及び平成21年度に向けて科研費において当面講ずべき施策についてとりまとめたものである。

なお、本部会においては、今後とも引き続き、本報告において示した方向性等を踏まえ、我が国における学術研究助成の在り方について検討を進めることとしている。

1 科研費等の学術研究助成の充実の方向性

「審議のまとめ(その1)」以降、科研費等の学術研究助成の充実の方向性について、有識者及び大学等から聴取した意見^{*1}や、学術・科学技術をめぐる新たな情勢等を踏まえ、中長期的観点からの科研費等の学術研究助成の充実の方向性については、「審議のまとめ(その1)」の「基本的考え方」で提言した内容に加えて、次のような点に配慮すべきである。

(研究活動の裾野の拡大)

- 学術研究の助成は、学術研究の多様性を確保しつつ、独創的な研究活動を支援することにより、研究活動の裾野の拡大を図り、重厚な知的蓄積の形成に資

*1 <別添1>参照。

することが基本的な役割である。

科研費をはじめとする競争的資金においては、現状では、米国などと比べると競争的資金の総額が少ないこともあって、公正を旨とする審査の結果として、少数のトップクラスの研究機関に配分が偏る傾向がある。これは、トップクラスに比して、それに次ぐ研究機関群における研究活動の機会が少なく、我が国全体の研究の層が薄いことを示しており、研究者の流動性の確保や、世界最高水準の教育研究拠点の形成などを通して学術・科学技術の国際競争力を強化する上での大きな課題である。

- このため、「審議のまとめ（その1）」で提言したように、日常的な教育研究活動を支える基盤的経費と、優れた研究を優先的・重点的に助成するための競争的資金との二本立て（デュアルサポートシステム）を強化するとともに、科研費においては、特に私立大学や地方国公立大学の応募が多い「基盤研究(B)、(C)」などの研究種目を中心として予算を拡充することにより、我が国の研究活動の裾野を拡大し、研究の層を厚くするべきである。

（革新的技術のシーズを生み出す基礎研究の充実）

- グローバル化の進展の中で、世界との競争に打ち勝ち、我が国の経済成長を実現していくため、経済社会に大きな波及効果をもたらすと期待される革新的な技術シーズを特定し、強力に推進していくことが必要であるとの観点から「革新的技術戦略」が決定され、その推進が今後図られるところである。
- しかしながら、研究の初期の段階から将来の革新的技術の確立を保証することは極めて困難であり、革新的技術は、多様な基礎研究の中での試行錯誤や切磋琢磨からこそ生まれるものである。そのため、革新的技術の重点的推進のみならず、多様な基礎研究を推進する科研費等の学術研究助成の拡充が不可欠であり、一部の革新的技術を重点的に推進するために、学術研究から研究資金をシフトするようなことがあってはならない。
- 一方で、科研費においても、特定の学問分野において着実に研究を発展させ、優れた成果を挙げていくタイプの研究活動を支援する「若手研究」や「基盤研究」などの研究種目による資金配分に加えて、従来の常識を打ち破る、より挑戦的かつ高い目標設定を掲げる、革新的技術のシーズを生み出すことを目指す研究課題に対してもより適切に資金を配分できるよう、研究種目に応じて審査・評価方法を見直すなどの措置を講じることが必要である。

（大学等における学術研究の振興）

- 平成18年12月に改正された教育基本法においては、大学が学術の中心として真理の探究により新たな知見を創造し、その成果により社会の発展に寄与すると明確に位置付けられている。

- 「教育振興基本計画」(平成20年7月1日 閣議決定)においては、大学等の教育研究の高度化を推進するため、科研費等の競争的資金の拡充を目指すとともに、科研費の間接経費について30%の措置をできるだけ早期に実現することとされている。

この点については、これまでも、第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日 閣議決定)における同様の記述を踏まえ、取組を実施してきたところであるが、「教育振興基本計画」の方針も踏まえ、大学等における学術研究の振興に向けた取組を着実に実施すべきである。

- さらに、次期(第4期)科学技術基本計画においても、研究者の自由な発想に基づく独創的な研究を長期的視野から継続的に支援するとともに、それを支える基盤の整備を推進するなど、大学等における学術研究を振興するための予算拡充の必要性を明示することが重要である。

2 研究分野の特性に応じた助成の在り方

研究分野の特性に応じた助成の在り方については、自由討議を行うとともに、生物系、人文・社会科学系及び理工系の研究活動を中心とする大学に対して意見聴取を実施した。自由討議及び意見聴取における主な意見は、<別添2>のとおりである。

なお、ライフサイエンス作業部会においては、以下の通り生命科学系3分野(がん、ゲノム、脳)への支援の在り方を検討する前提として、学術研究の振興にあたっての考え方を整理した。

- 学術研究の振興は、学問分野の多様性を確保しつつ、独創的な研究活動を支援することにより、研究活動の裾野の拡大を図り、重厚な知的蓄積を形成することを目指している。自由な発想と主体的な取組を尊重し、研究者がそれらを発揮できる環境を整えることが学術政策の基本である。

科研費はこうした考え方にに基づき、人文・社会科学から自然科学までのあらゆる学問分野における研究者の自由な発想に基づく課題・領域の提案を専門分野の近い複数の専門家による審査(ピア・レビュー)により採択し、独創的な研究を支援している。

【支援の対象となってきた研究例】

- ① 研究者の自由な発想に基づく個人研究
 - ・ 多様な分野の研究活動の裾野を広くし、かつ国際的にも優れた研究
- ② 国際的、相対的(学問の発展段階等)視点に基づく領域研究(共同研究)
 - ・ 学術的水準が高く、研究の格段の発展が期待できる領域
 - ・ 学術の整合性ある発展の観点からみて重要であるが立ち遅れており、その進展に特別の配慮を必要とする領域

- ・ 学術研究における先導的又は基盤的意義を有する領域
- ③ 社会的要請の高い領域研究（共同研究）
- ・ 地球規模での取組が必要な領域

※ 「特定領域研究」は特に②、③を支援

本部会においては、このような意見や考え方を踏まえ、研究分野の特性に応じた研究支援の在り方について引き続き審議を行うこととしている。

（生命科学系3分野（がん、ゲノム、脳）への支援の在り方）

＜3分野に係る「特定領域研究」の現状＞

- がん、ゲノム、脳の生命科学系3分野（以下「3分野」という。）に係る「特定領域研究」については、3分野に係るいわゆる「ミレニアム・プロジェクト」を受けた形で、平成16年度から6か年の研究期間で、他の「特定領域研究」とは別に予算枠を定め、重点的に支援されている。3分野の「特定領域研究」は、平成21年度（平成22年3月末）で終了予定となっている。
 なお、「特定領域研究」は、平成20年度分から新規募集を停止し、新たに「新学術領域研究（研究領域提案型）」が開始された。
- 「がん」は、国民にとって最も頻度の高い致命的な疾患の一つである上、生命現象の基本単位としての細胞メカニズムの解明を目指す研究分野、「ゲノム」は、生命科学の根幹を形成する分野、また、「脳」は、人間の理解の根源に迫る融合的な分野であり、それぞれが今後も重要な研究分野である。
 一方で、予算枠を定めた助成によって、3分野への配分額は「特定領域研究」における生物系への助成金額の半分以上を占めており、また、申請額・申請数に応じて配分額が決められている「基盤研究」等においても3分野に関連する課題に「特定領域研究」への助成と同程度の助成が行われている。こうした現状を考えると、枠を固定化して助成する方式は、学術研究の多様性の確保という点で問題があるとの意見もある。
- 3分野の「特定領域研究」の成果をみると、各領域において多数の優れた研究成果を挙げるとともに、領域を形成し、総括班・支援班の活動を推進することによって、共同研究の進展、若手研究者の育成など一定の成果を挙げた。

【研究の成果以外で、これまでに3分野の「特定領域研究」が果たした役割】

- ・ 共同研究体制の確立
- ・ バイオリソースバンクやデータバンクの機能の確立
- ・ 若手養成

- ・ 国際共同体制
- ・ 情報提供（社会との接点）

○ 領域を形成したことにより共同研究が一層進んだといえるが、一方で、各領域に対する評価として、以下のような意見がある。

- ① 「がん」領域では、基礎研究に関しては成果が挙げられているものの、病気の克服に対する戦略性や臨床研究へのつながりが不十分である。また、揺籃期を過ぎて個別の課題として発展する段階に入りつつあるのではないか。
- ② 「ゲノム」領域では、ゲノムが生物学において根底をなす分野であり、生物学のどの分野も対象となり得るため、基盤ゲノムは理解できるが、それ以外をゲノムという領域でくくる必要性がわかりにくい。また、個別具体的な生命研究との橋渡しやコンピューターを駆使できる人材の育成が今後の課題である。
- ③ 「脳」領域では、領域間の連携実績はあるものの、研究成果をみると、個々の研究による成果のように見受けられる。また、これまでの研究活動を異分野連携と呼ぶには違和感がある。

＜3分野の今後の支援策＞

3分野に対する「特定領域研究」による重点的な支援には大きな成果があったものの、上述の学術研究の振興にあたっての考え方や科研費の目的、「特定領域研究」を発展的に「新学術領域研究」に改組した理由等に鑑みれば、今後は、従来のように、領域型の研究種目において別枠で重点的に助成を行うのではなく、基本的には、他の分野と同様の取扱いの中で、優れた研究課題や領域に対して助成を行っていくべきである。

したがって、3分野に関する「特定領域研究」終了後（平成22年度応募分以降）は、3分野に関する領域について、他の分野・領域と同様に、「新学術領域研究」の趣旨・条件に沿った応募を受け付け、3分野の「特定領域研究」経費相当の予算は、基本的に「新学術領域研究」へ移行することが適当と考える。

一方で、3分野が長い間、重点的・戦略的に支援されてきた経緯も踏まえ、これまでの成果を活用しつつ、3分野の特性に鑑みた学術的発展を支援する視点も必要であり、このような観点に立ち、支援のための新たな仕組みを検討すべきである。

- ① その際、これまでの「特定領域研究」による成果を踏まえつつ、これらでサポートされてきた研究者が「基盤研究」等において適切に支援が受けられるようにする観点から、「系・分野・分科・細目表」（特に「総合・新領域系」の内容）の見直しを行うべきである。
- ② また、3分野の研究者コミュニティがこれまでのノウハウの蓄積を活かしつつ、今後とも研究を発展させるために、従来の3分野に関する「特定

領域研究」における総括班・支援班の果たしてきた役割を何らかの形で継承し、新たに3分野を支援する仕組みを措置すべきである。

- ③ 支援のための「仕組み」については、国際的に科学・技術競争が激化し急速に研究が進展している状況において、我が国の関係分野の共同研究を総括的に推進するとともに、単なる研究材料等の提供ではなく、研究能力の優れた研究者を配置するなどして、世界的な研究の進展状況に見合ったバイオリソース・データバンク機能等の研究支援を可能とするシステムとする必要があり、単数又は複数の拠点を核としたネットワークを形成するなど充実した体制とすることが望ましい。さらに、総括班・支援班的機能の一環として、大規模な疫学研究を含むことが考えられる。なお、これらの機能の検討にあたっては、将来的には3分野以外のライフサイエンス分野の学術研究への支援にも配慮すべきである。

「仕組み」の期間については、「新学術領域研究」の期間を参考に、平成22年度当初から、5年間程度とし、評価を行った上で存続を検討することが必要である。

「仕組み」のための経費については、3分野の現在の「特定領域研究」における予算を「新学術領域研究」に移行した上で、その一部を措置することが考えられる。措置額は、現行の3分野における総括・支援班及びこれに類する活動の予算規模を参考に検討することが適当であり、3分野併せて年間30億円以内を目安とする。また、各分野への配分額は、それぞれの総括班・支援班的活動の規模や研究支援の特性等を考慮して決定すべきである。

- ④ 「仕組み」の制度設計及び「系・分野・分科・細目表」の見直しについては、例えば科学研究費補助金審査部会において3分野の研究者コミュニティの意見も聞き、立案すべきである。
- ⑤ 併せて、3分野の「系・分野・分科・細目表」の見直しに伴う大型の研究ニーズに対応するため、「基盤研究(S)」等の予算を一層充実することが必要であり、3分野の「特定領域研究」経費の一部を移行することも検討すべきである。

また、「基盤研究(S)」と「新学術領域研究」との間の重複応募・受給の在り方について改めて検討を行う必要がある。

<3分野以外に重点的に支援を行うべき分野について>

3分野以外に、今後、学術研究として重点的・戦略的に支援を行うべき分野があるかどうかについては、必要に応じて、学術の動向を精査し、ライフサイエンスにおける研究の発展段階だけでなく、人文学、社会科学、理工学も含む多面的な方向から検討を行うことが必要である。

3 研究費の「不合理な重複・過度の集中」を避けるための方策

競争的資金が拡充される中で、特定の研究者に対する研究費の「不合理な重複」や「過度の集中」が生じているとの指摘があり、研究費の効率的・効果的な使用という観点からその排除が課題となっている。

このため、(1) 科研費における重複制限制度、(2) 科研費と他の競争的資金等との重複等に関する基本的考え方、に分けて、「不合理な重複」・「過度の集中」を避けるための方策について審議を実施した。

(1) 科研費における重複制限制度について

<現状>

科研費においては、研究の目的・性格、研究実施形態、研究者の年齢の違いにより、研究種目や審査区分を設けており、これらの研究種目や審査区分の趣旨を踏まえ、以下のような基本的な考え方に基づき「重複応募・交付制限ルール」を設定している。

- ① 1人当たりの応募可能件数を一律に定めるような単純化は好ましくないとの考えから、それぞれの研究種目の趣旨・性格を踏まえつつ、重複制限を設定する。
- ② 1人の研究者が多額の研究費の交付を受ける研究種目（「特別推進研究」、「基盤研究（S）」等）については、その研究にのみ専念すべき義務があるとの考え方にに基づき、他の研究種目の研究を同時に実施することを認めない。
- ③ 1人の研究者が多数の研究を実施することにより、多額の研究費が当該研究者に集中することを避け、限られた財源でより多くの研究者が研究できるようにするため、同一研究種目・審査区分内、または性格が類似する研究種目においては、複数の研究を同時に実施することを認めない（最終年度前年度応募の場合を除く）。
- ④ それぞれの研究種目又は審査区分に対応して、研究の目的・性格、研究実施形態等が異なっており、研究の活性化、研究の新たな展開が期待でき、かつ1研究課題当たりの研究費も多額ではなく、研究費の過度の集中も生じない場合には、複数の研究を同時に実施することを認める。
- ⑤ 各研究種目の審査体制に応じた応募件数の適正化を図る観点から、重複制限の形態として、場合に応じて、応募制限・受給制限を使い分けている。
- ⑥ 現行の重複制限は主として研究代表者を対象としており、研究分担者については、一部の例を除き、重複の対象外としている。

<課題>

- 研究費の「不合理な重複」、「過度の集中」を避ける観点から、現行の重複応募・交付制限のルールを見直す必要はないか。
- 応募件数の抑制による審査・評価の一層の充実という観点から、応募制限のルールを見直す必要はないか。

<今後の対応方針>

- 科研費は他の政策研究課題対応型の競争的資金とは異なり、我が国における学術研究の「多様性の苗床」の形成に寄与するものであり、重複制限についても、できるだけ多様な研究活動をサポートする観点から設定する必要がある。
- 科研費内の重複制限制度については、上記のような考えに立ち、これまでも本部会等において繰り返し検討が行われ、制度として一定のルールが確立しており、適切に機能している。
- 本年度から新たに「新学術領域研究」が実施されたが、今後新たな研究種目等が実施される場合においても、基本的にはこれまでの考え方を踏まえつつ、応募件数の抑制による審査・評価の一層の充実や各研究者の応募機会をより均等化することも念頭に置いた重複応募・交付制限のルールとすべきである。
- なお、研究分担者の重複制限については、研究分担者の補助事業者としての性格・責任を明確にするための制度改正が行われ、「連携研究者」という新たな制度を創設したことに伴う、今後の研究組織に係る動向を踏まえつつ、新たな重複制限のルールを検討していくことが必要である。

(2) 科研費と他の競争的資金等との重複等に関する基本的考え方

<現状>

- 科研費においては、応募時に提出を求めている研究計画調書において、他の研究資金への応募・採択状況を記入させるとともに、エフォート*2の記入欄を設けている。
エフォートは、科研費（「特別推進研究」、「特定領域研究」、「新学術領域研究」、「基盤研究」、「萌芽研究」、「若手研究」）の評価規程等において、「研究課題が十分遂行し得るかどうかが」を判断する際の参考とすることとされており、各審査員の判断により適宜審査に活用されている。
- 平成20年1月より「府省共通研究開発管理システム」(e-Rad) が運用を開始しており、研究者は全ての競争的資金等への応募を e-Rad を通じて一元的に行うこととなっているため、各府省の競争的資金・プロジェクト研究の研究課

*2 研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)

題データが順次集約されてきている。e-Rad を活用することにより、他制度への応募・採択状況を審査時に審査員等が随時確認することができ、研究費の「不合理な重複」「過度の集中」の排除に資するものと考えられる。

<主な議論>

- 他府省の研究費や大型の研究費の受入状況について、審査員によりわかりやすく提供していくことが重要である。
- エフォートの概念を整理した上で、特定の研究者への研究費の集中やエフォートについて、審査段階で十分にチェックするシステムを確立すべきである。
- エフォートの記載に当たり、ガイドラインがあっても良いのではないか。
- 研究費の交付を受ける研究者個人における重複の問題だけではなく、実質的には同一の研究プロジェクトに異なる名目の研究費を重複して配分している配分機関側の対応についても改善が必要ではないか。

<今後の対応方針>

- 科研費と他の競争的資金等との重複、エフォートの取扱い等については、e-Rad の運用状況等を踏まえ、引き続き議論することとする。

4 科研費において当面講ずべき制度改善方策

「審議のまとめ（その1）」以降、本部会においては、多岐にわたる事項について新たに審議を実施した。その結果、平成21年度に向けて、科研費において当面講ずべき制度改善方策は次のとおりである。

（1）審査システムの国際性等の観点からの高度化

① 国内の外国人研究者等への配慮

<現状>

- 英語による公募要領等は作成していないが、我が国の研究機関に所属する外国人研究者等が応募する際の配慮として、応募書類となる研究計画調書の英語での記入を認めている。
- 大規模な研究種目（「特別推進研究」、「特定領域研究」、「基盤研究（S）」、「基盤研究（A）」）における我が国の研究機関に所属する外国人研究者の応募は過去3か年で130件弱であり、そのうち採択となったものは20数件である。全教員数に占める外国人教員数の割合と比べて、応募件数全体に占める外国人研究者の応募件数の比率、採択件数の比率ともに少ない状況であ

る。

<導入の効果と留意点>

- 公募要領、研究計画調書の英語版作成により、外国人研究者の我が国研究機関への受け入れに際しての障害の一つを取り除くことができる。

<今後の対応方針>

- 我が国の研究機関に所属する外国人研究者等が応募する際の便宜を図るため、平成21年度の公募要領及び研究計画調書等の英文版を作成し、科研費のホームページにおいて公表する。

② 外国人研究者の審査・評価への参画

<現状>

- 海外の研究者に対して、審査・評価を依頼した実績はない。

<導入の効果と留意点>

(効果)

- 研究成果については英語で発表する分野も多いことから、外国人評価者の視点も意識した研究計画調書を書くことで、国際的な評価にも堪えうる、グローバルな視野での研究内容となることが期待される。
- 海外からの審査委員を導入することにより、より適切で優れた評価者を選定するための選択肢が拡大する。

(留意点)

- 事務的な負担が大きいことから、応募件数や評価者数を踏まえ、科研費制度全体ではなく、研究種目や学問分野の性格に応じた一部に導入することなどの対応が必要である。
また、英語による研究計画調書作成の義務付けは、作成する応募者にとっ
てだけでなく、それを審査する評価者にとっても負担となる。
- 研究アイデアの海外への流出等の危険がある。
- 科研費の応募資格を持たない海外の研究者にとっては、審査・評価へ参画するインセンティブが働きにくく、優れた研究者の協力を得ることが難しいと想定される。

<今後の対応方針>

- 外国人研究者の審査・評価への参画については、上述のような留意点があることから、現段階でこれを導入する積極的な意義は見出せないとの意見もあるが、特に国際的な視野を必要とする研究種目や研究分野もあり、我が国

の学術研究に対する国際的な視点を審査に加味するためにも、外国人研究者の意見を聴取することは重要。

- このため、国際的な視野を必要とする研究種目（「特別推進研究」など）において、学問分野の特性を踏まえつつ、審査意見書作成者等として、外国の研究機関に所属する研究者の審査・評価への参画を求める方向で検討する。
- 上記の取組を導入することとした研究種目においては、公募の際に、英語による研究計画調書の提出を日本語版とは別途求める方向で検討する。

（２）審査結果のフィードバックの在り方、審査結果の検証の在り方

① 審査結果のフィードバックの在り方

<現状>

- 研究種目の特性や応募数により、応募者に採否とともに伝達する開示内容（応募・採択の状況、およその順位、審査員の意見等）に違いを設けている。
- 「特別推進研究」、「特定領域研究（研究領域）」においては、審査状況の総括や審査に係る意見を開示するとともに、被開示者からの問合せに対し、学術調査官による審査結果に係る補足情報の提供を行っている。
- 「特定領域研究（公募研究）」においては、先行して実施した「基盤研究」等における開示方法にならい、平成19年度より「公募要領に示された領域の方針との整合性」等についての評定結果の平均点の開示を行っている。

<今後の対応方針>

（基本的な考え方）

- 科研費の審査をより開かれたものにするとともに、応募する研究者の研究活動の質の向上の観点から、応募課題等の採否の別だけでなく、審査における評定等の情報についても、評価者や事務的な負担を過度に増やすことなく、開示内容の充実を図る方向で、さらなる制度の改善を図ることが必要である。

（具体的な方策）

- 平成20年度から開始した「特定領域研究（公募研究）」における評定方法等の改善及びこれに基づく審査意見の開示^{*3}の状況を踏まえ、これを検証し、他の研究種目への適用を検討すべきである。

^{*3} 評価の際「問題がある」あるいは「不十分である」と判断した所見を書面審査時に選択できるようフォーマット化。審査員が選択した所見項目を電子情報のまま集計・処理することができ、合議審査へ活用するとともに希望者に開示することにより、開示内容の充実を図ることとした。

② 審査結果の検証の在り方

<現状>

- 独立行政法人日本学術振興会において、より適切な審査体制の確立を目的として、前年度の審査委員の審査結果の検証を実施し、その結果を審査委員候補者案の作成に反映している。

<今後の対応方針>

(基本的な考え方)

- 科研費の審査において今後、より厳格で透明な審査・配分を行うために、科研費の全ての研究種目について、審査結果及び審査過程の検証を行うことが必要である。

(具体的な方策)

- 独立行政法人日本学術振興会が現在実施している審査結果・審査過程のレビュー・検証については、今後とも適宜その仕組みを見直しつつ、適切な実施を図るべきである。また、さらなる透明性・公正性の確保を図る観点から、当該年度における審査結果の総括や学問分野ごとの動向・特徴などについて、個人情報等への適切な配慮の下に公表することを検討すべきである。
- 文部科学省においては、現在、審査過程・審査結果の検証を行うための仕組みが存在していないが、科研費の審査の実情に鑑みれば、科学研究費補助金審査部会において、審査の検証を行うこととするのが適切である。
- 従来、文部科学省においては、科学研究費補助金審査部会委員は実際の審査・評価にも参画しながら「審査・評価の質の維持・向上策」、「審査・評価システムの問題点の抽出や改善策」の検討等を実施してきた。
しかし、今後、同部会が科研費制度全体のプログラム・ディレクター的機能を十分に発揮していくためには、同部会の機能と実際の課題の審査・評価を実施する機能は明確に分離していくことが望ましい。このような考えのもとに今後、同部会においてその仕組みを検討すべきである。

(3) 学術研究を行う機関の指定について

<現状>

- 平成13年に、科研費の目的に合致する研究を行う研究者ができるだけ応募できるようにする観点から指定機関の対象を拡大すべく、指定基準が改正された。その際、国及び地方公共団体が設置する大専等校等の教育訓練機関及び病院については、実態として研究活動が行われているかどうかにかかわら

ず、当該機関の基本的な目的等に鑑み、一律に対象機関から除外された。

- 平成16年に、さらなる応募の柔軟化を図るための資格の見直し、及び指定機関の対象の民間企業への拡大が行われ、これと併せて、従来国・地方公共団体が設置していたものが独立行政法人化した上記機関の一部等について、研究活動の実態を踏まえ、指定機関として認定されることとなった。

例) 独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立病院機構に属する国立病院の研究センター等

<課題>

- 独立行政法人化した機関については、活動の実態は法人化以前と変わっていないことから、国・地方公共団体の施設等機関と独立行政法人との間で取扱いに差異を設ける理由はないにもかかわらず、現状では設置形態のみで取扱いに差異がある状況となっている。

例えば、独立行政法人大学評価・学位授与機構が認定する学位課程を有する省庁大学校のうち、独立行政法人水産大学校のみが指定機関となっている。

- 科研費については、補助金の機関管理が義務化されており、いわゆる「機関ルール」において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）を踏まえた補助金の管理・監査体制の整備を求めていることから、機関指定に当たっても、このことを要件化することが必要である。

<今後の対応方針>

- 現在、国が設置する大学校の一部から、指定機関化の要望があることも踏まえ、国・地方公共団体が設置する教育訓練機関及び病院を一律に対象から除外する取扱いを改め、指定基準における他の項目により、学術研究機関の要件を満たすかどうかの実質的な審査を行っていくことが適当である。
- 機関指定に際し、研究機関における科研費の管理・監査体制が整備されていることを要件化すべきである。

(4) 「若手研究（A・B）」における年齢制限の緩和について

<現状>

- 若手研究者については、研究実績にとらわれず、その優れた発想・潜在能力を活かした研究を推進するとともに、人材育成を図るため、一般的な「基盤研究」とは別の研究種目として「若手研究」を設け、その中に、研究の性格等に応じて、(S)、(A)、(B)、(スタートアップ)の区分を設定して、支援を行っている。

- それぞれの区分において、支援対象となる年齢については、(S)は42歳以下、(A)・(B)は37歳以下、(スタートアップ)は制限なしとしている。
- その考え方については、若手研究者を博士課程修了後10年以内として、37歳以下を基本とする。さらに、「若手研究(S)」は、研究組織を率いて独立できる段階の特に優秀な若手研究者を対象としているため、年齢制限をやや高く設定するとともに、「若手研究(スタートアップ)」は、研究者の職を得て2年以内という研究開始時期に着目した制度のため、年齢制限を設けていない。

<問題意識>

- しかしながら、現行では、一般的に37歳を超えると、研究実績を有するシニアクラスの研究者と同じ「基盤研究」に申請することとなるため、研究費を継続的に獲得できる割合が低くなっており、もう少し緩和できないかという要望が強い。
- 特に、医学系においては、臨床研修制度の変更(2年間の義務づけ)に伴い、研究職に就く年齢が上昇したため、若手研究者の研究推進・育成に支障が生じている現状がある。
- また、女性の研究活動への参画を促すための重点的取組として、「女性の参画加速プログラム」(平成20年4月8日 男女共同参画推進本部決定)において、研究費申請等に際しての出産・育児を考慮した年齢制限の緩和が求められている。

<今後の対応方針>

- こうした状況を考慮し、若手研究者に対する研究支援の強化、研究人材確保の観点から、予算の拡充とともに、「若手研究(A・B)」の年齢制限を現行の37歳以下から2歳引き上げ、40歳未満(39歳以下)とすべきである。
- このことは、民間との間や国際的な研究者交流の促進にも寄与し、若手研究者の育成だけでなく、研究者の多様化・流動化の推進につながることを期待できる。

(5) 研究計画が予定より早期に完了した場合の応募の取扱い

<現状>

- 「基盤研究」等で継続中の研究課題について、研究計画を大幅に変更したい場合は、審査に諮り対応するが、その際、経費の増額は原則として認めないこととしている。

- また、「若手研究（スタートアップ）」を除き、「継続研究課題を辞退して新しい研究課題を応募することは認めない」ことになっている。

【認めていない理由】

- ・ 採択された当該研究課題の実施に責任を持っていただく必要がある。
- ・ 単に研究費不足のためなど、研究課題の安易な辞退・再応募を防止する。
- ・ 継続研究課題に対し、これまで支援してきた補助金に無駄が生じる恐れがある。

＜問題意識＞

- 研究が進展し、研究計画の初期の目標が早期に達成されたとしても、継続研究課題の辞退による新規応募を認めていないため、最終年度まで、当該補助事業の範囲内で研究を実施しなければならない。

＜今後の対応方針＞

- 当初の研究計画における到達目標を達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合に限り、継続研究課題を完了させ、研究期間を短縮した上で、新たな研究課題について応募することを認めるべきである。
- ただし、その際、当初の到達目標を達成したかどうかを別途評価し、新規応募が適切な場合に限り、新たな研究課題を審査することとすべきである。

（6）「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」の見直しについて

＜経緯＞

- 総合科学技術会議が平成15年7月23日の「競争的研究資金制度の評価」において、応募件数が著しく多いことへの対応策として、審査の年複数回実施を検討することも必要であると指摘した。
- これを受けて、研究費部会では「研究者が科研費を有効に使えるようにするという観点に立てば、複数回の応募ができれば好ましいことであって、その必要に応じ体制を整えるべきとの意見もある」ことから、「年度途中に応募資格を得た研究者や、外国から来た研究者など、限られた人数を対象とするのであれば、柔軟性を持った運用を行うことにより、年複数回応募の導入を検討する余地もある」とされ、平成17年に「限られた人数を対象とする年複数回応募の実施方法」について審議した結果、平成18年度科研費から「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」として公募を開始した。

<現状>

- 公募の対象（公募の時期：毎年2月末）
 - ・平成18年度：「基盤研究」相当（A・B・C）、「若手研究」相当（A・B）
 - ・平成19年度：「基盤研究（C）」相当
 - ・平成20年度：「基盤研究（C）」相当
- 「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」の応募・採択状況
「基盤研究（A・B・C）」相当、「若手研究（A・B）」相当の5区分を設け、試行としてスタートしたが、実際の応募件数は多くなく、応募区分についても比較的少額のものに偏りが見られたため、2年目から「基盤研究（C）」相当のみに限定して公募*4。
- 「若手研究（スタートアップ）」との応募資格等の比較
 - ・「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」
（研究期間：3～5年間、応募総額：500万円以下）
 - ① 前年11月以降、新たに応募資格を得た者
 - ② 応募資格を喪失していたが、前年11月以降再び応募資格を得た者
 - ③ 育児休業等の取得により、前年11月に応募できなかった者
 - ・「若手研究（スタートアップ）」
（研究期間：2年間、応募総額：年間150万円以下）
 - ① 当該年度の4月1日以降、新たに応募資格を得た者で、かつ、研究機関において、雇用契約に基づく勤務時間が1週間当たり30時間を超える者として初めて採用された者

<今後の対応方針>

- 「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」の審査は、①応募金額については「若手研究（スタートアップ）」とそれほど差がない、②応募時期についても「若手研究（スタートアップ）」と同時期である、③審査については、応募件数が少ないため、単独での審査が難しい、という理由から、独立行政法人日本学術振興会が、「若手研究（スタートアップ）」の審査と一緒に実施している（科学研究費補助金審査部会においては、この結果を基に総合調整を行った上で採択課題を決定している）。
- このような状況に加え、応募資格についても、「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」については、再スタートを含めスタートアップ的な性格を有していることから、「若手研究（スタートアップ）」に「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」の応募資格を加えて、一体的に応募・審査・交付業務を行

*4 <資料>参照。

うべきである。

(7) 研究費の効率的な使用の促進

- 科研費においては、平成18年4月の通知により繰越事由の要件が明確化され、どのような場合に研究費の繰越が可能であるかについて、研究現場にも周知が図られた結果、繰越件数が10倍以上に急増した（平成17年度55件、平成18年度641件、平成19年度1,297件）。今後とも、繰越に係る事例集の配布、申請手続きの適切・迅速化、類型化を含む繰越事務手続きの簡素化等により、繰越の円滑化を推進するなど、弾力的かつ効果的な研究費の活用に努めるべきである。
- 平成20年度の科研費より、研究者のより柔軟な研究推進を可能にするため、
 - ・ 直接経費に他の経費（委託事業費、私立大学等経常費補助金、他の科研費など、当該経費の使途に制限のある場合を除く。）を加えて補助事業に使用する場合は、合算使用の例外として使用できることとする等、合算使用の制限を緩和
 - ・ 費目間で自由に変更できる経費の割合を、研究費総額の30%以下から50%未満に引き上げなどの取組を実施している。今後とも、これらの有効活用を推進するなど、研究費の効率的かつ柔軟な使用の促進を図るべきである。

科研費等の学術研究助成の充実の方向性に関する主な意見

「審議のまとめ（その1）」以降、科研費等の学術研究助成の充実の方向性について、有識者及び大学等からの意見を聴取した。主な意見は以下のとおりである。

- 日本の弱点は、研究大学が少ない点である。トップレベルの大学をさらに伸ばすより、それに次ぐ研究機関群の引き上げを図り、我が国の研究基盤の裾野を広げることが最重要課題である。その際、多様性のある公正な評価システムにより、一部の大学等の寡占化を防止することが必要である。
- 科研費の審査は公正に行われており、トップクラスに次ぐ研究機関群の引き上げを図るためには、特に科研費の「基盤研究(C)」のような研究種目に手厚く予算を配分することが有効であることが、データ上示されている。
- 米国大学の研究資金構造は、卓越性の論理による資金配分ではなく、「デュアルサポートシステム」の方向に動いており、基盤的投資が州政府や大学独自の努力により進められている。日本においても、地方国立大学の研究基盤の充実をいかに担保するかが課題だが、例えば一定の条件の大学のみを対象とする競争的資金の創設等が考えられる。
- 科学技術の進展と人の認知過程との相互作用を総合的に解明する新領域について、戦略的な支援が必要である。そのため、新たな研究評価基準の設定や、海外との連携の安定的保証が必要である。
- 審査結果の公表の充実化が必要ではないか。個別の課題ごとに審査結果を公表すれば、公正な評価へフィードバックされるのではないか。
- 常に制度を見直し、学問・研究の動向に合わせ適切な「分科・細目」に改訂することが必要である。発展・応用研究の土台となる基礎研究の充実のため、我が国独自の制度を作り上げていただきたい。
- 研究機関の研究環境の改善に大きく貢献する間接経費を、科研費の全ての種目に措置していただきたい。
- 研究費を使用する際の混乱や、事務処理の煩雑さを解消するため、配分機関間において、研究費の取扱方針を統一化すべきではないか。

研究分野の特性に応じた助成の在り方に関する主な意見

- 「研究分野の特性に応じた助成の在り方」について、以下のような論点に関して自由討議を行った。
- ・ 学術研究（研究者の自由な発想に基づく研究）において、研究分野や研究内容の特性に応じた、個別の研究助成方を講じることは適切か。
 - ・ 研究分野等の特性に応じた助成策を講じる場合、これを科研費で行うことが適切か。科研費とは別の新たな助成策を講じるべきか。
 - ・ 単なる研究費の助成ではなく、分野内の研究活動を実質的にサポートする研究支援・助成策で、施設の整備・機関の設置等とは異なる新たな取組を講じる必要はないか。具体的にはどのような取組が考えられるか。
 - ・ 研究分野等の特性に応じた助成策を講じる場合、その対象について、誰が、どのように特定すべきか。

その際の主な意見は以下のとおり。

- ・ 研究分野の特性に応じた支援というのは一般論としては必要。
例えば人文学・社会科学の支援と、ビッグサイエンスの基礎段階における支援では、必要な研究費の規模も相当違ってくるだろうし、研究スタイルも異なる。また、人文学・社会科学の場合であれば、時限付き分科細目の拡張なども一つの支援方策と成り得るが、ビッグサイエンスや、感染症・再生医療ではそうした手法での対応では難しい。こうした分野による違いも考えなくてはいけない。
- ・ 「研究者の自由な発想に基づく研究」の中で、特有の事情や融合型への対応については、「新学術領域研究」が受け皿となるのではないか。特殊な事情のある新しい学問領域は、研究者の中から発想から生まれるのが理想だと思うので、「新学術領域研究」の領域提案型の拡充を図ることも一つの方策ではないか。
- ・ 試行錯誤が幅広くできるような仕組みを確保することが重要であり、限りある予算においては巨額の研究費を必要とするような研究分野については絞り込まなければならない。しかし、基本的に全ての学術研究は、どのような成果が出るかあらかじめ予測できる性質のものではないため、その意味で試行錯誤ができる仕組みが基本的な観点となるのではないか。
- ・ 研究自体は各研究者の自由な発想に基づいて行うとしても、税金を使って研究を行う以上、社会の関心に応える研究を行うことが求められる。一方で、将

来どのような研究が有効であるかは事前にわからないため、特に基礎的研究に関しては、分野を問わず幅広く支援しつつ、極めて社会的要請の強いものについては戦略的・重点的な支援を考えるべきではないか。

○ 「研究分野の特性に応じた助成の在り方」を審議するにあたり、生物系、人文・社会科学系及び理工系の研究活動を中心とする大学に対して、主に以下のような観点について意見聴取を実施した。

- ・ 科研費を含む競争的資金の現状と課題
- ・ 運営費交付金、私学助成等、基盤的経費の現状と課題
- ・ 研究費の機関内配分状況（「学長裁量経費」等の活用について）
- ・ 間接経費の使途について
- ・ 研究分野の特性に応じた学術研究助成（科研費含む）に対する要望

このうち、各分野の特性に応じた助成に関する主な意見は以下のとおり。

（生物系を中心とする大学）

- ・ 研究の質を確保するため、少人数の研究を支える「基盤研究」等が重要である。
- ・ 医学系においては、臨床医を目指す場合、大学卒業後に初期臨床研修（2年）、後期研修（2～8年）などの臨床経験を経た後、大学院に入学するケースが多く、大学院卒業後に「若手研究（A・B）」を申請する際、37歳以下という年齢制限が厳しい。そのため、医学系に関しては、「若手研究」の年齢制限を40歳程度に引き上げていただきたい。

（人文・社会科学系を中心とする大学）

- ・ 運営費交付金削減の中で、教員数が減少する結果、個々の専任教員の教育負担が増加するとともに、先端的・学際的研究の発展が阻害され、大学の研究レベルが低下することを懸念する。
- ・ 大型の研究種目において、研究成果を刊行物として発表するための費用を組み込んでいただきたい。
- ・ 人文科学分野向けの大型研究費を創設していただきたい。

（理工系を中心とする大学）

- ・ 大型研究設備の設置及び維持費の負担や、大型研究設備設置のための新たなスペースの確保が課題である。それらへの助成が必要である。
- ・ ハイリスク研究や独創的な研究への支援を強化していただきたい。
- ・ 理工系人材育成の観点を考慮に入れた研究費助成制度の開発及び実施を検討していただきたい。

科学研究費補助金(特定領域研究)における 生命科学系3分野への支援状況

科学研究費補助金「がん 特定領域研究」について

領域2: 遺伝情報システム異常と発がん

がんの発生とその抑制機構に関する分子機構の解析を推進し、遺伝情報システムの異常としての発がんの機構に焦点を当てた研究を推進する。

領域3: がんにおける細胞・組織システムの破綻

発がんによって細胞・組織の統合的システムがどのような機構で破綻し、がんの異常増殖や浸潤・転移などの特性が示されるのかについての解析を推進する。

領域1: がん克服に向けたがん科学の統合的研究

がん研究の統合的推進を図り、新分野と技術開発に関する研究を推進するとともに支援や広報などの運営を行う。

領域4: がんの診断と疫学・化学予防

発がんリスクなど体質や個々のがんの個性を科学的に解明し、がんの予防やオーダーメイド医療の基礎研究から臨床応用につながる研究を推進する。

領域5: 基盤研究に基づく体系的がん治療

科学的な基盤的がん研究と新しい手法の導入などを通して、集学的な医療による個人に最適のがんの治療法の確立を目指す。

科学研究費補助金「ゲノム 特定領域研究」について

領域1 ゲノム機能解析とインフォマティクスを駆使した生命システムの解明 (生命システム情報)

- ・ ゲノムを網羅的に機能解析し、そこから得られた情報を計算機上で統合・解析を行う。
- ・ 生命システムのメカニズムを解明することを目指す。

領域2 比較ゲノム解析による進化・多様性のゲノム基盤の解明(比較ゲノム)

- ・ 動植物のゲノム情報を比較し、生物に進化や多様化をもたらされた要因を探る。
- ・ 生物同士、あるいは生物と環境の相互作用が、ゲノムレベルでどのように行われているか探求する。

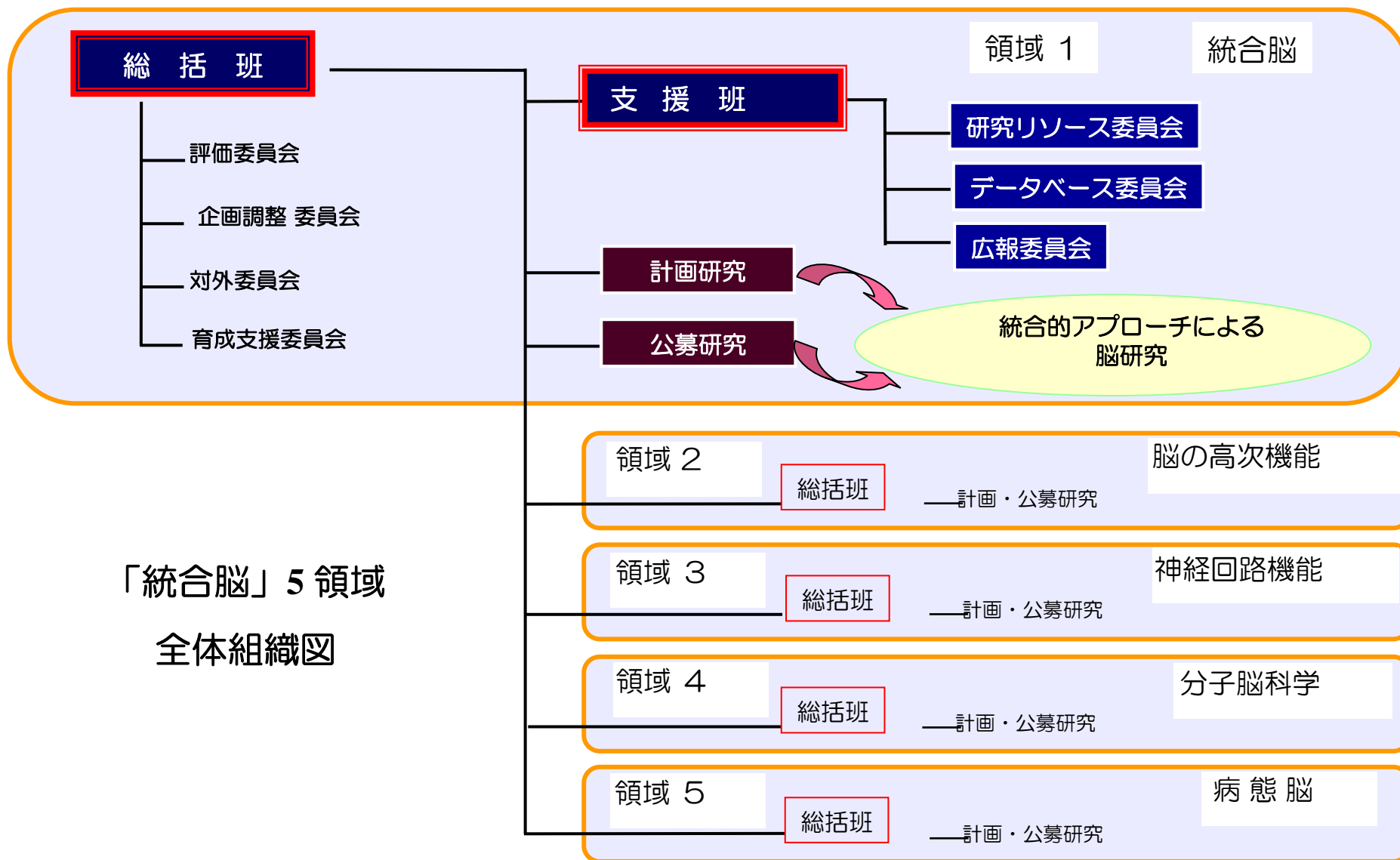
領域3 ゲノム情報にもとづく医学、微生物学の新展開(応用ゲノム)

- ・ 得られたゲノム情報を病気の予防・診断・治療、あるいは創薬に応用する方法を探る。
- ・ 実社会での生物ゲノムの利用法について考える。
- ・ ゲノム研究と社会との接点に関する研究を行う。

領域4 生命のシステムの理解に向けたゲノム研究推進のための総合的基盤構築 (基盤ゲノム)

- ・ 様々な生物のゲノム配列の決定やヒトゲノム中の各個人ごとの違いを精査する。
- ・ データベースを構築。
- ・ 領域1から領域3までの研究支援的な活動を行う。

科学研究費補助金「脳 特定領域研究」について



「統合脳」5領域
全体組織図

特定領域研究(がん領域)の基礎データ

領域名:がん克服に向けたがん科学の統合的研究

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総括班	1	3.5	1	12.8	1	15.1	1	15.1	1	15.1	—	—	62
支援班	0	0	4	216	4	182.1	4	182.1	3	174.3	—	—	755
調整班	0	0	1	1.6	1	1.7	1	1.7	1	1.7	—	—	7
計画研究	0	0	9	263.9	9	272.1	9	272.1	8	255.2	—	—	1,063
公募研究	0	0	12	96	10	40	10	40	8	40	—	—	216
計	1	3.5	27	590.3	25	511	25	511	21	486.3	—	—	2,102

領域名:遺伝情報システム異常と発がん

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総括班	1	3.5	1	3.6	1	5.2	1	5.2	1	5.2	—	—	23
支援班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
調整班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
計画研究	0	0	48	759.9	48	778.4	48	778.4	49	776.9	—	—	3,094
公募研究	0	0	49	273.8	59	313.7	58	307.7	52	288.2	—	—	1,183
計	1	3.5	98	1037.3	108	1097.3	107	1091.3	102	1070.3	—	—	4,300

領域名:がんにおける細胞・組織システムの破綻

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総括班	1	3.5	1	3.4	1	3.1	1	3.1	1	3.8	—	—	17
支援班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
調整班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
計画研究	0	0	39	859.2	38	861.5	38	861.5	43	860.8	—	—	3,443
公募研究	0	0	51	295.5	53	309.8	53	309.8	44	272.6	—	—	1,188
計	1	3.5	91	1158.1	92	1174.4	92	1174.4	88	1137.2	—	—	4,648

領域名:がんの診断と疫学・化学予防

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総括班	1	3	1	1.1	1	1.6	1	1.6	1	1.6	—	—	9
支援班	0	0	1	127.8	1	143.4	1	143.4	1	143.4	—	—	558
調整班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
計画研究	0	0	27	452.6	26	436.5	26	436.5	26	408.6	—	—	1,734
公募研究	0	0	25	150	28	135	28	135	30	162.9	—	—	583
計	1	3	54	731.5	56	716.5	56	716.5	58	716.5	—	—	2,884

領域名:基盤研究に基づく体系的がん治療

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総括班	1	3.5	1	3	1	3	1	3	1	3	—	—	16
支援班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
調整班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
計画研究	0	0	48	697.6	47	686	47	686	47	675.9	—	—	2,746
公募研究	0	0	42	247.7	55	277.1	55	277.1	49	255	—	—	1,057
計	1	3.5	91	948.3	103	966.1	103	966.1	97	933.9	—	—	3,818

【5領域総計】

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総計	5	17	361	4,466	384	4,465	383	4,459	366	4,344	—	—	17,751

注1)平成16～20年度の金額については、当初内定時における配分額を示している。

注2)平成21年度については、交付内定していないため「—」を記載している。

注3)金額については、百万円単位で四捨五入しているため総計が合わないこともある。

特定領域研究(ゲノム領域)の基礎データ

領域名:ゲノム機能解析とインフォマティクスを駆使した生命システムの解明

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総括班	1	3.5	1	102.6	1	93.7	1	94.8	1	94.5	—	—	389
支援班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
調整班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
計画研究	0	0	16	335.2	18	354.6	18	354.9	18	359.5	—	—	1,404
公募研究	0	0	28	131.2	31	120	31	120	30	120	—	—	491
計	1	3.5	45	569	50	568.3	50	569.7	49	574	—	—	2,285

領域名:比較ゲノム解析による進化・多様性のゲノム基盤の解明

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総括班	1	3.5	1	4.6	1	7.2	1	7.2	1	7.2	—	—	30
支援班	0	0	1	138.9	1	141.8	1	141.3	1	142	—	—	564
調整班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
計画研究	0	0	17	378.5	18	373.2	18	371.9	21	373.4	—	—	1,497
公募研究	0	0	25	125	26	100	26	100	25	100	—	—	425
計	1	3.5	44	647	46	622.2	46	620.4	48	622.6	—	—	2,516

領域名:ゲノム情報に基づく医学、微生物学の新展開

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総括班	1	3.5	1	48.6	1	41.6	1	48.6	1	45	—	—	187
支援班	0	0	1	67.8	1	68.1	1	67.4	1	102.1	—	—	305
調整班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
計画研究	0	0	24	582.5	24	609.3	24	603	24	572.3	—	—	2,367
公募研究	0	0	46	184.1	46	176	46	176	29	116	—	—	652
計	1	3.5	72	883	72	895	72	895	55	835.4	—	—	3,512

領域名:生命のシステムの理解に向けたゲノム研究推進のための総合的基盤構築

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総括班	1	3.5	1	28.8	1	27.4	1	26.9	1	11	—	—	98
支援班	0	0	3	367.8	3	368.8	3	368.9	3	384.9	—	—	1,490
調整班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
計画研究	0	0	6	596.4	6	596.8	6	597.2	6	598.7	—	—	2,389
公募研究	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
計	1	3.5	10	993	10	993	10	993	10	994.6	—	—	3,977

【4領域総計】

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総計	4	14	171	3,092	178	3,079	178	3,078	162	3,027	—	—	12,289

注1)平成16～20年度の金額については、当初内定時における配分額を示している。

注2)平成21年度については、交付内定していないため「—」を記載している。

注3)金額については、百万円単位で四捨五入しているため総計が合わないこともある。

特定領域研究(脳領域)の基礎データ

領域名:脳機能の統合的研究

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総括班	1	3.5	1	43	1	43.4	1	41.8	1	41.3	—	—	173
支援班	0	0	1	125.5	1	126	1	126.7	1	125.4	—	—	504
調整班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
計画研究	0	0	4	78.7	4	75.4	4	75.2	4	71.3	—	—	301
公募研究	0	0	52	170.6	49	143.3	49	143.3	43	120	—	—	577
計	1	3.5	58	417.8	55	388.1	55	387	49	358	—	—	1,554

領域名:脳の高次機能システム

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総括班	1	3.5	1	4.6	1	4.4	1	3.7	1	4.3	—	—	21
支援班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
調整班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
計画研究	0	0	17	246.8	17	236.5	16	229.5	17	256	—	—	969
公募研究	0	0	35	118.3	37	116.3	37	120.4	35	96.5	—	—	452
計	1	3.5	53	369.7	55	357.2	54	353.6	53	356.8	—	—	1,441

領域名:脳の神経回路の機能解明

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総括班	1	3.5	1	4.4	1	4.3	1	4.4	1	4.5	—	—	21
支援班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
調整班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
計画研究	0	0	12	243.2	12	241.4	12	241.1	12	238.5	—	—	964
公募研究	0	0	49	138.2	42	142	42	141.8	35	115.5	—	—	538
計	1	3.5	62	385.8	55	387.7	55	387.3	48	358.5	—	—	1,523

領域名:分子レベルからの脳機能構築機構の解明

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総括班	1	3.5	1	4.7	1	5	1	4.9	1	4.9	—	—	23
支援班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
調整班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
計画研究	0	0	14	299.1	14	271.4	14	281.4	14	266.4	—	—	1,118
公募研究	0	0	57	159.6	55	215.7	53	193.1	49	184.6	—	—	753
計	1	3.5	72	463.4	70	492.1	68	479.4	64	455.9	—	—	1,894

領域名:脳の病態解明

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総括班	1	3.5	1	4	1	4.1	1	4.1	1	4.1	—	—	20
支援班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
調整班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0
計画研究	0	0	10	223.3	10	217.4	10	216.5	10	218.9	—	—	876
公募研究	0	0	47	173.9	46	182.9	46	182.9	38	136.8	—	—	677
計	1	3.5	58	401.2	57	404.4	57	403.5	49	359.8	—	—	1,572

【5領域総計】

(金額単位:百万円)

	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		金額総計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
総計	5	18	303	2,038	292	2,030	289	2,011	263	1,889	—	—	7,985

注1)平成16～20年度の金額については、当初内定時における配分額を示している。

注2)平成21年度については、交付内定していないため「—」を記載している。

注3)金額については、百万円単位で四捨五入しているため総計が合わないこともある。

特定領域研究全体に占める生命科学系3分野の割合について
(がん領域、ゲノム領域、脳領域)

(金額単位:百万円)

	特定領域研究全体の配分状況	うち「生物系」の配分状況	生命科学系3分野への配分状況												
			がん5領域			ゲノム4領域			脳5領域			計			
			配分状況	全体に占める割合	生物系に占める割合	配分状況	全体に占める割合	生物系に占める割合	配分状況	全体に占める割合	生物系に占める割合	配分状況	全体に占める割合	生物系に占める割合	
平成16年度	件数	3,537	2,047	454	12.8%	22.2%	294	8.3%	14.4%	173	4.9%	8.5%	921	26.0%	45.0%
	金額	33,938	21,637	5,828	17.2%	26.9%	4,510	13.3%	20.8%	1,620	4.8%	7.5%	11,958	35.2%	55.3%
平成17年度	件数	3,943	2,043	361	9.2%	17.7%	171	4.3%	8.4%	303	7.7%	14.8%	835	21.2%	40.9%
	金額	33,470	18,960	4,466	13.3%	23.6%	3,092	9.2%	16.3%	2,038	6.1%	10.7%	9,595	28.7%	50.6%
平成18年度	件数	4,018	1,969	384	9.6%	19.5%	178	4.4%	9.0%	292	7.3%	14.8%	854	21.3%	43.4%
	金額	33,370	18,300	4,465	13.4%	24.4%	3,079	9.2%	16.8%	2,030	6.1%	11.1%	9,573	28.7%	52.3%
平成19年度	件数	3,895	1,874	383	9.8%	20.4%	178	4.6%	9.5%	289	7.4%	15.4%	850	21.8%	45.4%
	金額	32,142	17,516	4,459	13.9%	25.5%	3,078	9.6%	17.6%	2,011	6.3%	11.5%	9,548	29.7%	54.5%
平成20年度	件数	3,477	1,773	366	10.5%	20.6%	162	4.7%	9.1%	263	7.6%	14.8%	791	22.7%	44.6%
	金額	28,559	16,460	4,344	15.2%	26.4%	3,027	10.6%	18.4%	1,889	6.6%	11.5%	9,259	32.4%	56.3%
平成21年度	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1) 「金額」については、当初内定時における配分額を示している。また、領域毎に百万円単位で四捨五入しているため、合計が合致しない場合もある。

注2) 平成16年度から19年度については新規研究領域及び継続研究領域に係る研究課題を対象とし、平成20年度から特定領域研究の新規募集を停止していることから、平成20年度は継続研究領域に係る研究課題のみ対象となる。

注3) 平成16年度の「生命科学系3分野への配分状況」については、現行の特定領域研究として実施している総括班のほか、「ミレニアムプロジェクト」として実施している研究課題(がん6領域、ゲノム4領域、脳1領域)を含めた配分状況を示している。

注4) 平成21年度については、継続研究領域の中に平成21年度に新たに公募研究を採択する予定のものもあり、現段階においては「特定領域研究全体の配分状況」が未定であることから、すべての欄について「-」としている。

科学研究費補助金（基盤研究等）における 生命科学系3分野（がん、ゲノム、脳）への支援状況

科学研究費補助金のうち、基盤研究等（基盤研究、若手研究、萌芽研究）による生命科学系3分野（がん、ゲノム、脳）への支援状況は、以下のとおり。

※データは平成19年度であり、国立情報学研究所の科学研究費補助金採択課題・成果概要データベースを活用。

	採択件数 (新規+継続)	採択件数 (新規)	備考
がん	<u>1698件【4432百万円】</u> 生物学：「がん」3件【14百万円】 「癌」9件【27百万円】 医歯薬学：「がん」324件【863百万円】 「癌」1362件【3529百万円】	<u>786件【2380百万円】</u> 生物学：「がん」2件【13百万円】 「癌」7件【25百万円】 医歯薬学：「がん」155件【461百万円】 「癌」622件【1881百万円】	<ul style="list-style-type: none"> 生物学・医歯薬学分野において、研究課題名に「がん」、「癌」を含む課題
ゲノム	<u>340件【1621百万円】</u> ゲノム科学：131件【686百万円】 生物学：44件【196百万円】 農学：57件【258百万円】 医歯薬学：108件【482百万円】	<u>164件【925百万円】</u> ゲノム科学：54件【324百万円】 生物学：22件【120百万円】 農学：26件【139百万円】 医歯薬学：62件【342百万円】	<ul style="list-style-type: none"> 「ゲノム科学」分科に該当する課題 生物学・農学・医歯薬学分野において、研究課題名に「ゲノム」を含む課題
脳	<u>1211件【3879百万円】</u> 認知科学：107件【249百万円】 神経科学：606件【2163百万円】 神経内科学：231件【699百万円】 脳神経外科学：267件【768百万円】	<u>545件【2038百万円】</u> 認知科学：43件【112百万円】 神経科学：274件【1149百万円】 神経内科学：107件【358百万円】 脳神経外科学：121件【418百万円】	<ul style="list-style-type: none"> 「認知科学」分科に該当する課題 「神経科学」分科に該当する課題 「神経内科学」細目に該当する課題 「脳神経外科学」細目に該当する課題

「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」の過去3年間の応募・採択状況

【平成18年度】

	基盤A相当	基盤B相当	基盤C相当	若手A相当	若手B相当	合計
応募件数	6	43	128	44	328	549
採択件数	1	3	16	11	67	98
採択率	16.7%	7.0%	12.5%	25.0%	20.4%	17.9%

【平成19年度】

	基盤C相当
応募件数	245
採択件数	68
採択率	27.8%

【平成20年度】

	基盤C相当
応募件数	230
採択件数	—
採択率	—

第4期科学技術・学術審議会学術分科会 研究費部会委員名簿

委 員

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| ○ | 飯野正子 | 津田塾大学長 |
| | 井上孝美 | 財団法人放送大学教育振興会理事長 |
| | 上野ひろ美 | 奈良教育大学教育学部教授 |
| | 笹月健彦 | 国立国際医療センター名誉総長 |
| | 鈴木厚人 | 高エネルギー加速器研究機構長 |
| | 中西友子 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |
| ◎ | 平野眞一 | 名古屋大学総長 |
| | 深見希代子 | 東京薬科大学生命科学部教授 |
| | 三宅なほみ | 中京大学情報理工学部教授 |

臨時委員

- | | | |
|--|-------|------------------------------|
| | 家泰弘 | 東京大学物性研究所所長 |
| | 伊賀健一 | 東京工業大学長 |
| | 石弘光 | 放送大学長 |
| | 井上明久 | 東北大学総長 |
| | 井上一 | 独立行政法人宇宙航空研究開発機構理事・宇宙科学研究本部長 |
| | 甲斐知恵子 | 東京大学医科学研究所教授 |
| | 小林誠 | 独立行政法人日本学術振興会理事 |
| | 小原雄治 | 情報・システム研究機構理事 |
| | 垣生園子 | 順天堂大学医学部教授 |

専門委員

- | | | |
|--|------|------------------|
| | 池尾和人 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| | 岡本和夫 | 東京大学大学院数理科学研究科教授 |

会長（科学技術・学術審議会）

- | | | |
|--|------|-----------------|
| | 野依良治 | 独立行政法人理化学研究所理事長 |
|--|------|-----------------|

分科会長（学術分科会）

- | | | |
|--|------|------------|
| | 佐々木毅 | 学習院大学法学部教授 |
|--|------|------------|

◎：部会長　○：部会長代理

第4期科学技術・学術審議会学術分科会 研究費部会ライフサイエンス作業部会委員名簿

委員

- ◎ 笹月健彦 国立国際医療センター名誉総長
中西友子 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

臨時委員

- 有川節夫 九州大学理事・副学長・附属図書館長
○ 飯吉厚夫 中部大学総長
甲斐知恵子 東京大学医科学研究所教授
中村雅美 日本経済新聞社編集委員
水野紀子 東北大学大学院法学研究科教授

専門委員

- 池尾和人 慶應義塾大学経済学部教授
井上博允 独立行政法人日本学術振興会監事
小安重夫 慶應義塾大学医学部教授
豊島久真男 独立行政法人理化学研究所顧問
長田重一 京都大学大学院医学研究科教授
中西重忠 財団法人大阪バイオサイエンス研究所所長
山本雅 東京大学医科学研究所教授
吉川寛 J T生命誌研究館非常勤顧問

◎：主査 ○：主査代理

「科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について」
(研究費部会「審議のまとめ(その2)」)に係る審議経過

1. 研究費部会

平成19年

9月28日(第7回)

・今後、検討を進める事項
について審議

10月31日(第8回)

・研究費の「不合理な重複・過度の集中」を避ける
ための方策
・審査結果のフィードバックの在り方、審査結果
の検証の在り方
について審議

12月6日(第9回)

・研究費の「不合理な重複・過度の集中」を避ける
ための方策
・審査結果のフィードバックの在り方、審査結果
の検証の在り方
・科研費における審査システムの国際性等の観点
からの高度化
・学術研究を行う機関の指定
について審議

平成20年

1月17日(第10回)

・有識者(早稲田大学竹内淳教授、日本学術振興会
学術システム研究センター沼尾正行主任研究員)
からの発表
・科研費における審査システムの国際性等の観点
からの高度化
・研究分野の特性に応じた助成の在り方
について審議

2月21日(第11回)

・有識者(野村浩康 名古屋大学名誉教授)
からの発表
・研究分野の特性に応じた助成の在り方
について審議
・ライフサイエンス作業部会の設置
について決定

- 3月13日（第12回）
- ・生物系の研究活動を中心とする大学（東京医科歯科大学、京都府立大学、北里大学）からの発表
 - ・研究分野の特性に応じた助成の在り方について審議
- 4月30日（第13回）
- ・人文・社会科学系の研究活動を中心とする大学（一橋大学、関西大学）
 - ・有識者（小林信一 筑波大学教授）からの発表
 - ・「審議のまとめ（その2）」骨子案について審議
- 5月22日（第14回）
- ・理工系の研究活動を中心とする大学（名古屋工業大学、東京理科大学）からの発表
 - ・「審議のまとめ（その2）」骨子案
 - ・若手研究（A・B）における年齢制限の緩和
 - ・基盤研究等における継続研究課題の研究期間の短縮による新規応募の取扱い
 - ・「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」の見直し
- について審議
- 6月18日（第15回）
- ・科研費における審査システムの国際性等の観点からの高度化
- について日本学術振興会より報告
- ・若手研究（A・B）における年齢制限の緩和
 - ・基盤研究等における継続研究課題の研究期間の短縮による新規応募の取扱い
 - ・「特別研究促進費（年複数回応募の試行）」の見直し
 - ・「審議のまとめ（その2）」素案
- について審議
- 7月16日（第16回）
- ・「審議のまとめ（その2）」（案）
 - ・今後、検討をお願いしたい事項
- について審議

2. ライフサイエンス作業部会

平成20年

- 3月26日（第1回）
 - ・ 審議事項及び今後の進め方について自由討議

- 4月25日（第2回）
 - ・ 生命科学系3領域（がん、ゲノム、脳）からの発表

- 5月12日（第3回）
 - ・ 有識者（勝木元也 自然科学研究機構理事）からの発表
 - ・ ライフサイエンス作業部会における主な論点について審議

- 5月28日（第4回）
 - ・ 「生命科学系3分野（がん、ゲノム、脳）への支援の在り方」（検討用メモ）について審議

- 6月10日（第5回）
 - ・ 有識者（岸本忠三 大阪大学教授、春日雅人 国立国際医療センター研究所長）からの発表
 - ・ 「生命科学系3分野（がん、ゲノム、脳）への支援の在り方」（案）について審議